

昭和十六年

朝鮮の水産業

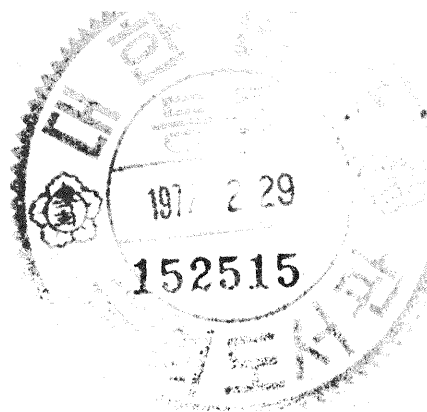
朝鮮總督府

凡 例

一 本書は朝鮮水産業の變遷竝に本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。

二 統計は記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めたり。

三 計數は特に其の年月を記載せるものゝ外昭和十五年迄の分を掲記せり。



朝鮮の水産業

目次

第一章	總說	一
第二章	漁業	六
第一節	漁場	六
第二節	漁業の種類	七
第三節	漁船	一一
第四節	漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵	一四
第五節	販賣機關	一五
第六節	漁港	一七
第七節	漁業資金	一九
第八節	漁業經營費低減施設	二二
第九節	漁業處分及取締	二三

目

次



第三章	養殖漁業·····	二七
第四章	製造業·····	三四
第五章	輸移出·····	四二
第六章	試驗調查·····	四五
第七章	指導教育·····	五七
第八章	水產團體·····	五九
第一節	水產會·····	五九
第二節	漁業組合及漁業組合聯合會·····	六一
第三節	朝鮮漁業組合中央會·····	七二
第四節	水產組合及水產組合聯合會·····	七五
第九章	水產報國運動·····	八六
附圖	朝鮮重要水產物分布圖	

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて一萬七千五百八十軒（九千三百二十五哩）の長きに亙り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖も概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、而も沿岸に並行せる太白山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり。之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠たる干潟を成し且概ね遠淺にして黃海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦海州其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず。又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅碁布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を越ゆる所尠く、釜山、鎮海、馬山、統營、三千浦、彌助、麗水、羅老島、鹿洞、莞島、木浦其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東西兩海岸の中間に位す。而して暖流

たる對馬海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端竹邊附近より東方に轉じつゝあり。之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに韓國併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の知識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵に關しては、國費を補助して優良漁船竝に鮮魚冷藏貯藏設備の普及を圖り、一面のり、かき、あさり、はまぐり、てんぐさの増殖施設を助長し、尙最近に於ては漁業經營費の低減施設を講じ、其の他從來の施設を充實して益々其の効果を大にし、更に漁民の教養に關

しては實地に之を指導する等中央地方相呼應して或は國費を支出し或は道費を支出し以て朝鮮水産業の發達進歩の爲力を致せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの尠からずと雖も而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和十五年に於て漁獲高一億七千五百四十九萬圓、製造高一億八千七百七十五萬圓に達し漁獲高に於て約二十六倍製造高に於て六十八倍の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和十五年に於て漁獲高六億八千二百九十一萬圓、製造高四億四千五百七萬圓となり、漁獲高に於て八倍七分、製造高に於て二倍六分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべし。

尙沿岸籽數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。

區 別	員 數		内地に對する	
	内	地	朝鮮	朝鮮の割合
沿岸籽數	二八、一六〇 千	一七、五八〇 千	六・二四 割	
漁場面積	一、四四〇、〇〇〇 平方尺	七五〇、〇〇〇 平方尺	五・二〇 割	
漁船數	三五四、二一五 隻	五八、八八五 隻	一・六六 割	

區 別	員		數	内地に對する	
	内	地		朝鮮	割 合
漁 業 者 人 口	一、四二三、〇〇一 ^人			四三一、二二二 ^人	三・〇三 ^割
漁 獲 高	六八、二九一 ^{萬圓}			一七、五四九 ^{萬圓}	二・五六

備考

漁場面積は内地に在りては百尋線内、朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南兩海岸は距岸平均約一一一籽（六十哩）以内の水面積なり。

前表に依り更に沿岸籽數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸籽數（四籽）に對する

漁 場 面 積	漁 船 數		漁 業 者 人 口	漁 獲 高	
	内 地	朝鮮		内 地	朝鮮
平方籽 二〇四	平方籽 一七三	五 ^隻	二三 ^隻	二二 ^人	九六 ^人
				九七、〇四 ^圓	元、九元 ^圓

(ロ) 漁場面積十五平方籽（一平方里）に對する

漁 船 數	漁 業 者 人 口		漁 獲 高
	内 地	朝鮮	
内 地 朝 鮮	三・七 ^隻	一・二 ^隻	二四・八 ^人
			八・六 ^人
			七、二三 ^圓
			三、五元 ^圓

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄にして、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁場の前途猶綽々たる餘裕の存するを窺ふに足るべく、將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝に支那海方面に雄飛する餘地尠からざることに想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規は、韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢とし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實效を擧げたりと雖も、爾來年處を経過すると共に、朝鮮の水産業が長足の進歩を遂げ同令を以てしては現下の實狀に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、次で同令施行規則其の他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり。朝鮮漁業令に於ては漁業權の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業權は之を物權とし、質權を除くの外土地に關する規定を準用せり。従つて之に伴ひ必要なる登録制度を設け、漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては之を登録し、漁業權の權利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり。又漁業權の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以内に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業權の財産的價値の増大を圖れり。而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又は許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は

許可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける補償の途をも設けたり。其の他漁業上必要なる土地物件の使用其の他の權利を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定並に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水產動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徴し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水產組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の回游棲息に適し、其の種類、數量豊富にして重要水產物のみにても凡そ百二十種に及び魚類七十五、貝類二十、藻類十五、其の他の水產動物十種を含めり。而して各海岸地勢海況等の關係上自ら重要水族の分布異なるが其の主なるものを摘記すれば東海岸に在りてはまいわし・めんたい・にしん・たら・ぶり・さば・ふか・はたはた・ます・わかさぎ・いか・かれい・ひらめ・くじら・ほたてがい・ほつきがい・たらばがに・ずわいがに・けがに・あわび・なまこ・わかめ・てんぐさ・こんぶ等にして、西海岸に在りてはぐち・えび・ひら・

さわら・にべ・あじ・かながしら・えい・まで・あさり・たちうお・しらうお・ひらめ・ばんじい・あみ・ぼら・たい・こふか・たら・かき等を饒産す。又南海岸に在りては特殊の種族を産せずと雖も漁業上重要な種族は概ね之を産しかたくちいわし・さば・あじ・さわら・たい・たら・たちうお・はも・あなご・あこう・ぼら・あわび・さざえ・いがい・かき・のり・ふのり・かじめ・てんぐさ等を主なるものとす。施政以來本府に於てぐち・にべ・まいわし・たらばがに・ずわいがに・けかに・いか・さば・めんたい等の漁場探検及淺海並に深海探検又は海洋調査等漁場の開發上貢獻せし所尠からず。而して近時朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興並に東海岸に於けるまいわし機船巾著網漁業及南朝鮮に於けるさば機船巾著網漁業の魚群探検飛行の實施等に依り沖合漁業殷盛を極め更に進んで沿海州、渤海灣及支那海方面の遠洋漁場開拓の氣運に向ひ著しく漁場を擴大しつゝあり。之が爲本府に於ては此の沖合、遠洋出漁船の指導保護の任に當らしむる目的を以て昭和十年度より二箇年繼續にて優秀指導船照風丸を建造し昭和十一年十月より就航せしめ、更に昭和十三年度に於ては蘇聯沿海州沖合に於ける漁場の専門調査船北鷗丸を購入し七月より出動せしめたり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり。就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於けるかたくちいわし揮擲網漁業、防陣網漁業、同焚寄抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい舉網、同刺網漁業、

同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防簾漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防簾漁業、同刺網漁業、同舉網漁業、慶南、全南竝に西海岸に於けるぐち碇船網漁業及たちうお一本釣漁業、延繩漁業、黃海に於ける桁網漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藻業、慶南に於けるたこ釣たこ壺及このしる旋刺網漁業、咸南に於けるはたはた舉網漁業、平南、平北に於けるえび柱木網漁業、魚箭漁業、囊張網漁業及防陣網漁業、西海岸に於けるえび醢船網漁業、弓船網漁業及中船網漁業、江原、咸南、咸北に於けるにしん舉揮羅網漁業、さば逐魚網漁業及ぼつけ刺網漁業等稍々見るべきものあり然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間のひしこいわし地曳網、同權現網、さわら流網、たい延繩、さば流網、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に互り内地人の漁業を認めらるゝや、通漁盛となり之と共に移住者亦漸次其の數を増し來れり。斯くて明治四十二、三年韓國併合前後よりは内地人經營の各種の漁業急激に發展し就中巾著網漁業、縛網漁業、大敷網漁業、角網漁業、桝網漁業等内地式の漁業盛況を來し、朝鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來の漁業は稍々其の面目を一新するに至れり。殊に打瀬網漁業、鰵鰯網漁業、流網漁業、地曳網漁業、延繩漁業等の如きは全く内地式を模倣し内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲竝に其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり。殊に近年に於ける機船漁業特に機船巾著網漁業

及機船底曳網漁業の發達は注目に値す。斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具、漁船の給與、或は其の補助等各般に互り指導獎勵の方法を講じ夫々相當の成績を挙げたり。是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、現在に於ては約百種の多きに達したるが其の主なるものを表示せば左の如し。

主なる漁業

漁業の名稱	延從業船數	漁獲高	主なる漁獲物
大豪網漁業	三〇三隻	四、一〇六、九八一圓	ぶり・さわら・ひらめ・たちうお
其の他の定置漁業	一一、三八五	二一、五三八、八八四	たら・にしん・まいわし・ぐち・えび・たちうお
地曳網漁業	一、三一三	二、〇二九、〇九七	さば・かたくちいわし
權現網漁業	六五六	二、九八三、七一四	かたくちいわし
打瀬網漁業	六三二	二、四〇三、九四九	かれい・ひらめ・はも・あなご・えび
鮫鱈網漁業	七、三〇九	一三、二九二、〇二六	ぐち・にべ・えび・えい

漁業の名稱	延従業船數	漁獲高	主なる漁獲物
機船底曳網漁業	二一八 隻	一一、九六四、二六二 円	めんたい・かれい・ひらめ・たら・あかむつ・ぐち・たい・かに・ふか
機船巾著網漁業	三、二〇〇	五六、一一二、四三四	さば・あじ・まいわし
流網漁業	七、二七三	一五、二八三、〇三〇	まいわし・さば・さわら・まながつお・ひら・ぐち・にべ
刺網漁業	三、九四一	六、〇四三、三五〇	めんたい・にしん・ぐち
延縄漁業	一六、七四一	一二、一六六、四六一	たら・はも・あなご・さば・めんたい・たい・すずき・えい
一本釣漁業	八、八一	一、八四一、八五八	たい・たちうお・ぐち・あこう・めばる
捕鯨漁業	一五	六九二、七八四	ながす・しろながす
潜水器漁業	二一七	一、〇一三、六三八	あわび・なまこ・たいらぎ・いたらがい・いがい
裸潜漁業	一五四	一、八〇六、二二七	あわび・さざえ・てんぐさ・ぎんなんそう・さくらそう
捕貝採藻漁業	一九、〇八八	七、四三八、九九六	あさり・はまぐり・かき・まて・あげまき・ふのり・わかめ・こんぶ

又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを擧ぐればまいわし六千四百二十二萬圓、めんたい一千七百四十萬圓、ぐち九百十萬圓、さば八百二十三萬圓、かたくちいわし七百九十五萬圓、にしん六百十七萬圓

たちうお五百五十三萬圓、えび四百九萬圓、たら三百三十七萬圓、かれい二百三十三萬圓、わかめ二百九十八萬圓、いかなご二百十萬圓、にべ百九十二萬圓、ふか百八十七萬圓、たい百八十二萬圓、さ圓ら百八十一萬圓、たこ百六十七萬圓、あじ百六十二萬圓、てんぐさ百三十萬圓、ひらめ百二十五萬圓、ぶり百十一萬圓、ふのり百一萬圓、あなご百一萬圓の二十三種なり。

第三節 漁 船

現今朝鮮近海に於て主として使用する漁船の大部分は日本型及朝鮮型の帆船にして、其の他に機船及支那型戎克船あり。日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り朝鮮人の之を使用するもの漸く増加し、施政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたるが、各道亦朝鮮人業者に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並に船匠講習等を施行せり。尙昭和元年よりは八箇年準繼續事業として沖合漁船獎勵補助を開始し以て優良漁船の普及を圖り併せて沖合漁業の進展に資せんが爲國庫より各道地方費を通じて之を實施し來りたるも、財政の都合に依り昭和六年度迄にて中斷されしが昭和九年度以降更に之を實施することゝなりたるものにして、其の實績を舉ぐれば別表の如し。斯くて内地型無動力漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して昭和十五年には三萬五千五百六十隻に達し漁船總數の六割に當れり。然れども其の船質を見るに打瀬網、鰈鰯網、流網漁船等に於ては稍々見るべきものあるも未だ優

良漁船の普及充分ならず、概ね小型漁船に止るを遺憾とす。朝鮮型無動力漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、昭和十五年には二萬百四隻に達し漁船總數の三割五分に當れり。元來朝鮮型漁船は其の構造の脆弱、技工の拙劣、作業上の不便等其の性能日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾向あるを見る。然れども朝鮮人漁民の經濟力及永年の慣習等に依り俄に捨て難きものあるに鑑み本府水産試驗場に於ては特に之が改良を研究し所謂改良型漁船として建造したるものを使用せしめ其の成績見るべきものあり、近時漸く普及せられつゝあるを見る。動力附漁船は明治四十二年頃さば・さわら流網機船一、二隻ありしも一時中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船十隻を見たるに始まり昭和十五年には二千八百五十一隻を數ふるに至り。更に近年いわし及さば機船巾著網漁業竝に機船底曳網漁業の發達に伴ひ大型五十噸級の漁船の建造増加の傾向に在りて、今後沖合及遠洋漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込みなり。以上の外平北、平南にてえび柱木網漁業の爲特に支那戎克船を使用するものあり、其の數詳かならざるも毎年約三百隻に及ぶものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和十五年には六萬二千八百三十二隻に達せりと雖も朝鮮海漁場の現況よりすれば猶其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と質の向上とを圖ることを要す。而して内地型漁船は從來船匠不足にして其の技工亦概して不充分なるとに因り多くは内地より移入したりしも近時鮮内造船業の進歩に依り材料の一部を内地に仰ぐの外主として鮮内に於て造船せられ尙發動機船の如

年度別各道優良漁船獎勵補助實施表

[illegible]

第二章 漁業

第四節 漁獲物の處理運搬及水產物冷蔵

漁獲物は其の種類、漁獲時の状況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す。鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外近時冷蔵船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は叭、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す。其の内地仕向のものは漁業者又は運搬者に依り主として發動機船を以て漁場及漁業根據地より直接下關其の他の地方に運搬販賣せらるゝものにして、特に近時活魚の搬出は注目すべきものあり。尙昭和十五年の運搬船は發動機船一千三百七十七隻、帆船内地型一千三百九十一隻、朝鮮型一千八十一隻、其の他九十八隻、合計三千九百四十七隻に達せり。

漁業用水に關しては之が配給の圓滑を圖らん爲昭和二年度以降昭和六年度に至る五箇年間水產物冷蔵用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ひ之が設置を奨勵したる結果補助金總額十一萬四千七百二十七圓、十噸製氷工場十一、貯氷庫十九の建設を見、製氷冷蔵事業の開發促進に資する所頗る大なり。されど漁業の發達と共に漁業用水は益々不足を來し殊に近來滿洲及支那方面への鮮魚の輸送激増し昭和十五年に於ては鮮魚の滿洲向輸出は八百九十一萬圓に達せる状態にして氷の需要は益々増加し來りたり。其の間民間製氷事業は釜山、元山、清津等の集散地に發達したるも生産地の漁業用水の配給は頗る圓滑を缺ぎ漁業發展上憂慮すべき状態なりし處、昭和十二年度以降漁業經營費低減施設

補助事業實施され、水産團體の製氷、冷蔵、冷凍設備の設置に對しても補助金を交付することとなり之に依り昭和十二年度に製氷工場一件、昭和十三年度に製氷工場四件、冷凍工場一件、昭和十四年度に製氷工場三件、冷凍工場一件、昭和十五年度に製氷工場一件、冷凍工場二件の補助施設を見此等工場は何れも低廉にして豊富なる漁業用水の配給を目的とし着々其の業績を擧げつゝあり。今後斯種施設は益々増加すべく、殊に冷凍、冷蔵設備に依りては凍魚の生産及鮮魚の生産及鮮魚の保藏を爲し鮮魚の配給を圓滑ならしめ且魚價の調節を圖る等其の水産業上に及ぼす影響大なると共に現下時局に於ける食料問題に寄與する所大なるものと期待せらる。從來兩鮮方面に於ては製氷、冷蔵設備比較的發達し魚價も内地の市價に接近する傾向にありしも他の地方に在りては製氷冷蔵設備少く殊に西海岸に於ては適當なる保藏設備なき爲漁業の發達著しく遅れたるも今後此等諸設備の擴充利用に依り將來益益發展すべし。

第五節 販 賣 機 關

水産物競賣市場は大正年間初期迄は専ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし其の經營並に營業に付ては許可を要することゝせしが、昭和十六年八月末現在に於ける魚市場數は四

十五にして其の經營竝に營業許可を受けたるもの會社三、組合二、公共團體五、個人一、計十一、經營許可のみを受けたるもの公共團體十二、營業許可のみを受けたるもの會社九、組合一、個人一、計十一なり。而して其の販賣に羅賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二分、鹽乾魚は三分乃至七分を徴收し、更に其の一割五分内外を仲買人に歩戻金として交付す。荷主に對しては其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す。又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり。通常仲買人より身元保證金を徴收す。而して昭和十五年の取扱高數量三千五百二萬四百十三疋、價額一千九百九十八萬四千三百五十五圓を算せり。

水產物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水產物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし。之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す。客主又は旅閣は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便し、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せんとする場合には、賣買譲渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と

折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ其の施設事業として魚價の公正を維持し且漁利の増進を圖ると共に一面魚族の蕃殖保護に資するの目的を以て組合員及組合員外の漁獲物の委託販賣を施行するもの多きを加へ、水産物販賣機關の中心勢力を占め魚市場に代替し逐年顯著なる成績を収めつゝあり。而して委託販賣事業の經營は生産者及消費者の福利増進を主とし、其の販賣設備、仲買人及販賣の方法等は魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るも可及的經費を縮減して手数料の輕減を圖り出荷の獎勵に努めつゝあるを以て、漁業者の漁獲物販賣上の利益極めて甚大なるものあり。昭和十五年度末漁業組合總數二百六中、委託販賣を施行するもの百九十九組合、其の取扱高一億二千四百五十餘萬圓に及べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり。本業者は主として下關其他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ漁獲物の引渡を條件として相當の漁業資金を貸付し、漁期中常に運搬船を漁場に廻航し漁獲物の引渡を受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつゝあり。

第六節 漁 港

朝鮮沿岸の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百箇所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任し

て絶えて人工を加へず。是蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繋、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、年々港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、船體の損傷極めて多數に上るのみならず死傷者亦尠からざる状態にして殊に昭和五年、昭和八年、昭和九年及昭和十一年の暴風は何れも近年稀有の惨鼻を極めたりしが、沖合及遠洋漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も年々増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の増加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事たるに至れり。

茲に鑑み本府は北鮮の要地清津に完備せる漁港を修築すべく總工費百三十八萬圓を投じ、昭和八年工を起し既に第一期及第二期工事を完了せるが該完成地域には水産關係の會社、團體相踵いで工場其他の施設を爲し港頭一偉觀を呈するに至れり。尙水産業の躍進に伴ひ漸次其の地域狹隘を告ぐるに至りたるを以て清津府に於ては昭和十二年度十八萬圓、昭和十三年度二十萬圓、昭和十四年度十五萬圓の工費を以て第三期工事を完成し水産業の開發に偉大なる貢獻を爲しつゝあり。

然れども全鮮的に見るときは港灣の設備他に見るべきもの極めて少く大正元年以降地方費、府、邑面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば國費にて

修築したるもの三港（工費二百五十四萬七千圓）地方公共團體に於て國庫の補助を受け修築したるもの五十二港（工費一千六百三萬五千二百二十二圓内國庫補助額八百五十一萬六千三百九十圓）地方公共團體に於て自己の費用及寄附金等に依り修築したるもの十八港（工費二十四萬四千七百七十八圓）にして尙地方公共團體に於て自己の費用に依り現在修築中のもの八港（工費七百二十四萬圓）あり。

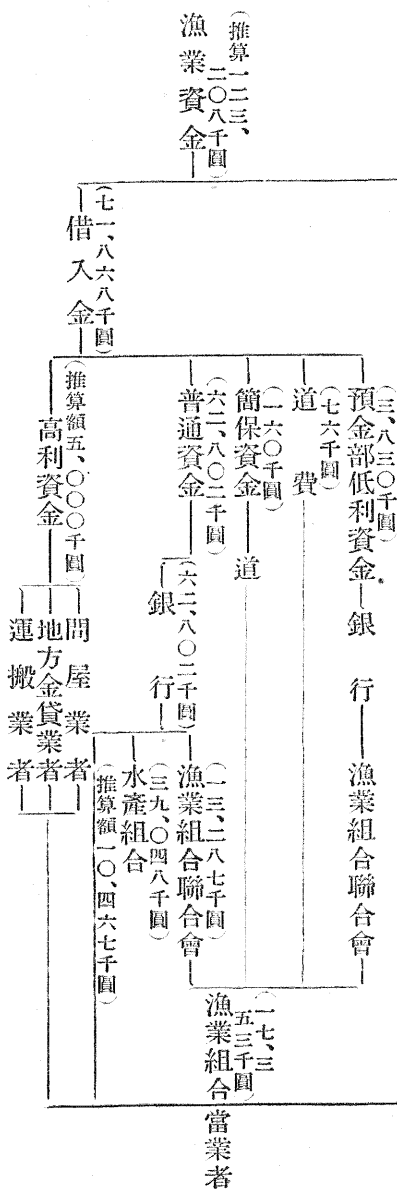
第七節 漁業資金

漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖も統計其の他の材料を基礎として之を推算するに漁船六千一百萬圓、漁具四千萬圓、運轉資金二千二百萬圓、合計一億二千三百萬圓の巨額に達すべし。而して右投資額中經營者の自己資金と目すべきものは、大體五千一百餘萬圓にして他の七千一百餘萬圓は借入金なり。而して其の借入金中漁業組合、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、金融組合、道費又は大藏省預金部低利資金等の貸出に係る比較的低利と目せらるゝもの約六千二百萬圓を除く、五百萬圓は地方金貸業者又は魚問屋業者或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るゝか、又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして常に市價に比し安價に引取らるゝを以て事實に於ては高利に相當し、漁利の大部分は之等の者に壟斷せられつゝあり。翻つて漁業の状態より見るに近時動力附漁船に依る稍々大規模の漁業發達し、従つて之が漁業者は運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖も尙沿岸の小

漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱にして、勢ひ前述の如く高利債の桎梏を免るゝことを得ず、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる者尠からざる状況に在り。之に對し本府に於ては低利資金の融通を圖り漁業の發展と漁業者の福祉を増進せしむる目的を以て、漁業組合又は水産組合の擴充を促し之等組合をして資金の造成に努めしむるは勿論一面預金部低利資金等の融通に努めつつある所にして、漸次良好なる成績を挙げつつあるも未だ全般に亙り之が施設の徹底を見るに至らざるを遺憾とす。漁業資金供給系統を示せば左の如し。

漁業資金供給系統圖

(推算額五一、三四〇千圓)
當業者自己資金



(註) 簡保資金とは朝鮮簡易生命保險積立金資金預入に依る預金部資金を謂ふ。

第八節 漁業經營費低減施設

燃料國策の樹立に伴ひ昭和十二年度より漁業用燃料重油の輸入税の免除制度撤廢せられ、從つて之に因る油價の騰貴は漁業者の負擔を急激に過重ならしむるのみならず延ては朝鮮水産業の消長に及ぼす影響甚大なるものあるに鑑み之に對應し更に斯業一層の發展を期せんが爲昭和十二年度以降十年間毎年約四十萬圓（初年度に二十三萬圓）の國費を支出し漁業經營費低減施設の實施を助成することゝなり、之が運用の實を舉ぐる爲昭和十二年十一月六日朝鮮總督府令第一百七十三號を以て朝鮮漁業經營費低減施設補助規則を發布し即日施行を見たり。而して其の事業の内容は漁船用重油發動機の優良化を圖る爲其の購入及据附に要する費用、漁船の能率増進の爲必要な漁船の改裝を勸奨する爲之に要する費用、漁業用燃料油貯藏設備を充實する爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁業用製氷冷藏設備の普及を圖る爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁船乗組機關士の養成に資する爲之に要する費用等に對して夫々補助金を交付する方法に依りたるが、尙本事業は朝鮮水産業の現狀に照し極めて重要性を有する事業なるに鑑み昭和十三年度よりは更に五項目の補助施設を附加し以て中小漁業者の經濟を緩和し本補助事業の完璧を期することゝなり、昭和十三年五月十一日朝鮮總督府令第九十六號を以て右補助規則中一部を改正し之に基き實施中なり。而して新規に附加せられたる事業は毎年約二十萬圓の國費を支出し各施設の實施を助成するものにして、其の内容は漁業用運

搬船の普及を勸奨する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用燃料油運搬船の普及を勸奨する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用冷凍設備の普及を圖る爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁船の船體又は機關の修理設備を充實する爲其の新設又は増設に要する費用、漁業用品の共同購入施設又は水産物の委託販賣施設の改善を圖る爲之に要する費用等に對して補助金を交付するものなり。而して本令の適正なる運用に依り漁業者の適正なる利便を増進し斯業の振興に資し以て漁業經營費の低減を具現し其の目的達成に萬全を期しつゝあり。昭和十五年度の補助実績左表の如し。

昭和十五年度漁業經營費低減施設補助実績

種 別	補 助 状 況		備 考
	件 數	補 助 金 額	
大型燒球機關「ディーゼル」化補助	一〇 件	八五、四一〇 円	
小型燒球機關優良化補助	二七	七〇、五六〇	
機關士養成費補助	一	一三、〇〇〇	
燃料油貯藏設備補助	五	五九、一五六	
製氷冷藏設備補助	一	四〇、八〇〇	

漁船改裝費補助	二	五、七三〇	
指導員設置費補助	一二	三三、六四五	
重油運搬船建造費補助	三	三二、二二四	
漁獲物運搬船建造費補助	五	三八、七七〇	
冷凍工場設置費補助	二	六七、四〇〇	
水産團體販賣購買事業改善施設補助	一	八、三〇〇	
合 計	六九	四五四、九九五	

第九節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、次で附屬法規全般に涉りて改正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり。現行令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許

可を受くべき漁業を十六種とし、其の他の漁業に付ては總て届出を要することゝせり。而して漁業權は免許を受くることに依りてのみ設定し得るものにして、之を物權として土地に關する規定を準用し漁業權及之を目的とする權利並に入漁に關しては、登録制度を設け、其の權利の確保を圖り、漁業權の存續期間は、之を二十年以内とし從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め以て財産權としての價值の増進を圖れり。而して舊令公布の當初より免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることゝなしたるが、中途事務簡捷並に地方分權の主義に則り、特殊の事情あるものを除くの外は其の處分を道知事に委任することゝし、朝鮮漁業令に於ても亦此の方針に依り、專用漁業のみを朝鮮總督の權限とし其の他の漁業は總て其の處分權を道知事に委任したり。許可漁業は捕鯨漁業「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潜水器漁業及機船巾著網漁業の六種に付ては朝鮮總督、其の他の十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は許可の際行政官廳之を定むることゝせるが、捕鯨漁業「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て之を十年以内とし其の他の漁業は五年以内と限定せり。届出漁業は總て之を道知事に届出でしむることゝし、届出の有効期間は三年以内に於て届出受理の際道知事之を定むることゝせり。免許漁業及許可漁業の出願又は申請に對する處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、極めて其の處分を慎重にし、虛業者を排除するの方針を採り來れる結果、漁業

の經營漸次眞摯に赴き漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和十五年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願六萬一千八百八十七件中免許件數は二萬四千五百三十六件、許可漁業申請四十萬六千九百四十四件中許可件數は三十六萬六千八百十件、届出漁業三十一萬七千三百五十五件に達せり。

水產動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、其の後屢々之を改正整備したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる點尠からず。茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河川漁業の保護に付ては、遡河漁類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり。又魚族の蕃殖保護及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するものゝ外、特に一地方に限り水產動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則の改廢を行ひ、以て一層之が取締を適正周到ならしめ、漁利を永遠に保持するの途を講じた

り、又漁業制限の顯著なるものを舉ぐれば捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を経て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては大正元年及同二年に禁止區域の改正ありたるも、今尙朝鮮に於ては從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所ありたるが、從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫操業區域竝に許可隻數を制限規定せられたる爲、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業令施行と同時に之を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各區に於ける許可數を限定し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。其後昭和十五年三月漁業の實態を考慮し西鮮兩區を一區域に變更し全鮮を五區の操業區域に改めたり。從つて朝鮮に於ける本漁業は、内地に比較し、極めて合理的に且順調なる發達を見つゝあり。潜水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸を三區に分ちて各區に於ける許可數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りたり。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし昭和五年鰐工船漁業の出現を見るに至りたるが、昭和十年に至り廢業せり。

漁業取締に従事する警備船は汽船四隻、發動機船十七隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることとし、尙慶尙南道及全羅南道には漁業取締船を備へ専ら沿岸

及沖合漁業の取締に當らしめ、其の他各道水産試驗船をして漁業取締をも兼ねしめつゝあり、又昭和二年度に於ては從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補はんが爲本府に漁業取締船朝風丸を建造し主として沖合漁業の取締に従事せしめ前者と相俟つて其の完璧を期することとせり。尙昭和十一年度竣功せる遠洋漁業保護監視船照風丸亦漁業取締の任を兼ねつゝあり。

第三章 養殖漁業

朝鮮在來の養殖漁業としては、全羅南道の光陽及莞島、慶尙南道の河東等に於けるのり養殖漁業のみにして何れも百數十年前の創始に係れるも、其の區域、産額等に付ては何等文獻の徵すべきものなく詳かならず。

日清、日露の兩役を前後にして内地より通漁及移住者等の出現を見たるが漸次之が増加と共に養殖漁業の有望なるに着眼する者ありて、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠清南道及京畿道のあけまき、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいがい及もがい等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候風土を異にする朝鮮に於て、内地式養殖法を其の儘採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして其の多くは中途廢棄の已むなきに至れり、然るに之と相前後して、本府は地方廳と共に淡水に於ける各種の養殖試験を開始し、爾來斯業の改良發達に努めたる結果次第に産額を増加しつゝあり。養

殖漁業の概要を各種類別に述べれば左の如し。

一、のり

朝鮮に於て在來より行はるゝものにして養殖漁業と稱すべきものは、**のり**の養殖は**かき**のそれと共に朝鮮に於て最も普及性大なるべきを豫想し之が助長獎勵に付本府は道費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を樹て年次之を實施したる結果其の成績良好なりしと雖も猶未開發の漁場頗る多く、更に適地適種による合理的開發を爲すべく昭和十一年度より十箇年計畫を以て、更に**あさり**、**はまぐり**、**かき**の養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付することとし、斯業開發助長に努めつゝあり。

養殖方法としては、朝鮮在來の簾式、内地にて廣く行はるゝ株簾、一本簾及全羅南道水產試驗場考案に係る浮簾式竝に本府水產試驗場考案に係る西鮮型浮簾式あり。簾式及浮簾式最も廣く行はれ株簾、一本簾之に次ぎ西鮮型浮簾式亦其の長所を認められ西海岸各道に於て漸次普及しつゝあり。尙この他天然の岩礁に附着する所謂**いわのり**を増殖する爲**セメント**床を築造する方法行はる。

乾のりの製造方法としては朝鮮在來式及内地改良式を採用せるが朝鮮在來式に依るものは内地に移出せらるゝものなきに非ずと雖も其の數量は僅少にして主として鮮内の需要を充し、内地改良式に依るものは内地、臺灣、滿洲及北支方面に販路遍く、其の内大判物は主として關西、四國及九州方

面に需要多く小判物は關東方面に仕向けらる。大判及小判の製造割合は内地各産地に於ける豊凶に應じ消長ありと雖も大阪市場向の大判海苔大部分を占む。生産額は年々激増し大正七年には僅かに四萬八千圓に過ぎざりしが昭和十五年には一千四百三十五萬圓に及び朝鮮に於ける重要産業たる地位を占むるに至れり。而して其の主なる生産地は全羅南道の莞島、光陽、長興、高興、康津、海南麗水及珍島の八郡、慶尙南道の河東及東萊の二郡、忠清南道の舒川、保寧、瑞山及洪城の四郡、黃海道之甕津郡、慶尙北道の鬱陵島（いわのり）等にして全羅南道、黃海道及慶尙南道の三道に於ては生産検査を施行して品位の維持と取引の便に努めつゝあり。

増殖補助開始以來毎年の補助額、補助施設面積を擧ぐれば次表の如し。

のり増殖獎勵補助實施表

種別	年 度		自昭和二年 至同十一年 計	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年
	金額	面積						
のり	國費交付額	補助金額	一四、六八四	一四、八六三	二一、三〇〇	二二、六五〇	八、五九九	二二、〇九三
	補助面積	補助金額	三三、四九三 元、八元・八	一八、五三四 二、一〇〇	二四、四九 一、七五	二五、八二五 八、四四	二二、二五 六、七・五	一七、四三三 五、四三
わいのり	國費交付額	補助金額	三三、五五四	五、六五〇	二、六七五	八〇〇	五四〇	—
	補助面積	補助金額	三七、六七三 一八六・二	六、〇〇〇 二六・五	二、〇七五 一三	八〇〇 三	五四〇 一・五	—

二、かき

咸鏡南道永興灣及平安北道多獅島近海に於ては常時水面下に粗笨的に養殖せられ全羅南道海倉灣及蟾津江口等に於ては干潟地を利用し、畦立、石撒又は貝殻撒を行ひ、慶尙南道加德灣及辰橋灣附近其の他に於て更に進んで集約的養殖を爲すものあり。尙永興灣に於ては近年垂下式養殖法の普及を見つゝあり。前記のりと共に昭和二年度以來補助金を交付して斯業の奨励に努め來りたるが更に昭和十一年度より更に十箇年繼續事業としてのり、あさり、はまぐりの養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付して斯業開發の助成に努めつゝあり。補助開始以來の毎年の補助額、施設面積を擧ぐれば次表の如し。

かき増殖奨励補助實施表

金額及面積	年度別		同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
	自昭和十一年度計	至同十一年度計					
國費交付額	一三、五〇〇	四	一〇、八六〇・〇〇	一六、三三〇・〇〇	一六、九六〇・〇〇	一六、五五〇・〇〇	一〇、二〇〇・〇〇
補助金額	一六、九六五・四		三、一二〇・〇〇	一八、三三〇・〇〇	三、五九〇・〇〇	一九、四〇〇・〇〇	一四、〇〇六・〇〇
補助面積	四九、七六・二〇		三、四二・〇〇	二、九三・六〇	二、八五・八〇	二、七六・六〇	一、三六・六〇

三、あさり、はまぐり

南海岸及西海岸の干潟地はあさり、はまぐり其の他の貝類の養殖適地に富むと雖も從來は天然に産するものを採捕するに止り、之が養殖施設を爲すもの少かりし爲需要の増加に伴ひ濫獲の傾向を生じ各所とも貝形の倭小化と産額の減少とを見つゝあるに鑑み、之が養殖設備の完備と、未開發漁場の開拓を圖るを目的とし、昭和十一年度より十箇年繼續事業として、のり、かきの養殖と共に、道費に對し、國庫より補助金を交付し以て斯業の助長獎勵に努むることとせり。

あさり、はまぐり増殖獎勵補助國費交付額調

種別	年度		昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
	あ	は						
さ	り	ま	一、一四五	一、三九四	一、五九〇	二、三八〇	二、五五五	二、八〇〇
ぐ	り	ぐ	一、〇七〇	一、一九〇	二、一三〇	一、八九五	一、二九五	一、二〇〇

四、てんぐさ

寒天の製造原料たるてんぐさは東南海岸に於て漁獲せられ年産額五百四十六萬疋百四十八萬圓に達するも近時寒天製造熱の勃興せるに伴ひてんぐさの需要も急激に増加し之が増産の必要を痛感するに至れるを以て之が増産施設に對し昭和十五年度より十箇年繼續事業として國庫補助金總額十二萬圓を道費を通じて交付することとし之が増産獎勵に努めつゝあり。

五、はいがい、もがい、あわび等の養殖を爲すものもあるも産額多からず。

六、淡水漁の養殖

朝鮮に於ては天然の池沼、水田、水利組合の發達に依つて築造せらるゝ貯水池等淡水養殖の適地に富むを以て斯業の振興を圖り之が資源の開發を企つことは農民に有利なる副業を興へ生活の安定に資すべきのみならず、貴重なる蛋白質食糧の需給を圓滑ならしむる效果頗る大なるものあり。然るに從來淡水養殖事業の汎く普及せざりし原因は朝鮮に適應せる養殖方法不明にして其の利益周知せられず、且養殖用稚魚及卵の配給機關の缺如と斯業の模範となすべき實例の乏しきとに在りたり。仍つて本府は慶尙南道密陽に養魚場を設け各種の試験を爲すと共に稚魚の配付を爲し、次で昭和三年本府水産試験場に鎮海養魚場設置せらるゝや其の事業を承繼し、こひ、わかざぎ、かむるちの稚魚並に卵を主として水利組合、農場、農家等に配付し、池沼水田等に於て粗笨的養魚を爲さしめつゝあるが都市附近に於ては養魚池を築造し集約的養魚を經營せるものを散見す尙昭和十年度よりは滿洲國方面へもこひ稚魚の輸送を開始し其の成果大いに期待せらる毎年の配付數左の如し。

稚魚及魚卵配付數量

種別	年別	昭和四年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	
	合計	昭和六年											
こひ稚魚	尾	三、一九五、〇〇〇 (九、一〇、五〇〇) (七、〇六、九二〇) (三、一九〇、九九五)	一、三四、八五〇 (一、三三、七〇〇)	一、三三、七〇〇 (四、一〇、五〇〇) (九、四八、七〇〇) (七、〇六、八八〇) (二、五〇、七七八) (九、七三、六〇〇) (六、四九、五〇〇) (一、〇〇、七九八五) (二、八、一八七、〇〇〇)	一、三三、七〇〇 (四、一〇、五〇〇) (九、四八、七〇〇) (七、〇六、八八〇) (二、五〇、七七八) (九、七三、六〇〇) (六、四九、五〇〇) (一、〇〇、七九八五) (二、八、一八七、〇〇〇)	一、二八、八〇〇 (一、一七、七五〇)	一、一七、七五〇 (一、一七、七五〇)	一、二四、〇〇〇 (一、二四、〇〇〇)	一、三三、七〇〇 (一、三三、七〇〇)	九六、八〇〇 (九六、八〇〇)	一、一〇、四〇〇 (一、一〇、四〇〇)	一、二二、四〇〇 (一、二二、四〇〇)	
	粒	一、三四、〇〇〇 (九、七三、〇〇〇) (六、二七、〇〇〇) (四、八七、〇〇〇) (四、一〇、五〇〇) (九、八八、〇〇〇) (五、七三、〇〇〇) (九、一〇、〇〇〇) (一、六六、〇〇〇) (九、六、〇〇〇) (一、六六、〇〇〇) (九、六、〇〇〇) (一、六六、〇〇〇) (三、一六、三、四〇〇)	二、六、〇〇〇 (二、六、〇〇〇)	二、六、〇〇〇 (二、六、〇〇〇)	一、六、〇〇〇 (一、六、〇〇〇)	八五、〇〇〇 (八五、〇〇〇)	六五、〇〇〇 (六五、〇〇〇)	一、六六、〇〇〇 (一、六六、〇〇〇)	九〇、〇〇〇 (九〇、〇〇〇)	一、五〇、〇〇〇 (一、五〇、〇〇〇)	一、八四、五〇〇 (一、八四、五〇〇)	九三、〇〇〇 (九三、〇〇〇)	
こひ卵	粒	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)
	尾	九七、四〇〇 (九七、四〇〇)	一六、七五〇 (一六、七五〇)	六、七五〇 (六、七五〇)	二、八八五 (二、八八五)	二、三、〇五〇 (二、三、〇五〇)	二、五、七五〇 (二、五、七五〇)	一、七、五〇〇 (一、七、五〇〇)	一、四、五〇〇 (一、四、五〇〇)	一、三、五五〇 (一、三、五五〇)	五、〇〇〇 (五、〇〇〇)	四、一〇〇 (四、一〇〇)	
わかさぎ	粒	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇) (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)	四、五〇、〇〇〇 (四、五〇、〇〇〇)
ちかむる	尾	九七、四〇〇 (九七、四〇〇)	一六、七五〇 (一六、七五〇)	六、七五〇 (六、七五〇)	二、八八五 (二、八八五)	二、三、〇五〇 (二、三、〇五〇)	二、五、七五〇 (二、五、七五〇)	一、七、五〇〇 (一、七、五〇〇)	一、四、五〇〇 (一、四、五〇〇)	一、三、五五〇 (一、三、五五〇)	五、〇〇〇 (五、〇〇〇)	四、一〇〇 (四、一〇〇)	

備考 括弧内ハ配付出願數量ナリ

わかさぎの移殖は漸次普及し自然發殖したる結果魚卵の繼續移殖の要なきに至りたる水域多く又自家水域所産の親魚を採捕し採卵を行ひ孵化放流を爲すに至りたるものすら生じたるを以て昭和十一年以後に於ては之が配付を中止せり。

前記のこひ、わかさぎ、かむるちの外のうなぎの集約的養殖を爲すもの二、三あるも朝鮮では種苗の産額少く大なる發展を期待し難く、又きんぎよの飼育及ぼらの蓄養等あるも未だ産額多からず。

七、さけ、ます、たらの孵化放流

本府は大正六年咸鏡南道高原に人工孵化場を設置し、さけの人工孵化を開始したるが其の後咸鏡南道に於て本事業を繼承し年々約百五十萬尾の稚魚を放流しつゝあり。尙之より規模小なるも慶尙北道江口漁業組合に於ても人工孵化を實施しつゝあり。又鎮海灣に於ては昭和十二年度より毎年慶尙南道漁業組合聯合會の主催にてたら卵、七億粒（受精放流六億粒孵化放流一億粒）の放流を爲しつゝあり大いに其の成果を期待せられつゝあり。

以上各種養殖漁業に互り昭和十五年に於ける經營者數四萬八千四百十五人、養殖水面積八千八百九萬二千八百二坪、收穫高四百七十七萬九千五百九十三疋、價額一千五百四十六萬九千九百十九圓に達し近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるに至れり。

尙朝鮮には干潟、淺海、池沼、堰堤等到る處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり、爾後水源の涵養、河川の修築、灌漑用竝に水力電氣發電用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活向上等文化の進展に伴ひ益々斯業の發達を促進せしめ將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收穫高を現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、概ね其の規模小にして製品の種類も亦めんた

い、たら、いわし、たこ、えい、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のりの素乾品、ぐち、にべの鹽乾品、ぐち、たちうお、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、えびの鹽辛等主として鮮内向のものに屬し且品質粗雜にして見るに足るもの少かりき。然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、逐年製品の種類産額を増し煮乾いわし、乾のり、ふかびれ、するめ、乾えび、乾あわび、なまこ、開たら、鹽ぐち、たんさい、乾かき、乾いかなご、貝柱、さざえ、さば、うなぎ、かに（たらば、ずわい、けがに）あわび、まいわし等の罐詰、魚粉、水産肥料、いわし油等主に輸移出向のものを製出するに至れり。一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初とし、續いて連年たいらぎ、いか、いがい、ほつきがい、こえび、魚鰾、支那向鹽魚竝に鹽乾魚、米國向鹽さは、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し、又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに付歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降水産物製造に關する各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり。即ち京畿道の乾えび、平安北道のしらうお、其の他の罐詰、黃海道のからすみ、平安南道及忠清南道の乾ぐち、全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんたい、咸鏡南道の鹽辛めんたい卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験竝に之に關する指導を爲せり。又大正二年海藻検査規則を發布し、當時輸出水産物中の重要品として産額多きに拘らず、製法不良の爲品質を損じて聲價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんそう、さくらそう、

いぎす、えごの六種に付品質検査を施行して其の改善を図り、續いて移出向水産肥料及輸出向海蔘、乾あわび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食品中海蔘外十九種、海藻中てんぐさ外六種並に各種肥料等主なる移輸出品に付税關をして検査を行はしむることとし、次で大正九年六月検査品目を追加し包裝重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目に乾のりを加ふると共に食品中新に罐詰外六種に對し、等級制を採用し更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に互りて改正を加へ、次で昭和四年五月更に検査規則を改正し近時生産激増に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鰯油を検査品とし、昭和七年一月鰯トマト漬罐詰を検査品目に加へ以て製品々位の向上と商取引との便に資し、尙昭和九年五月内地に於て輸出水産物検査規則の發布せられたるに伴ひ之と歩調を共にする爲朝鮮に於てもかに罐詰に關する検査規定を改正し、次で昭和十一年一月及三月さば罐詰及鰯トマト漬罐詰に付同様検査規定を改め朝鮮に於ける検査のみにて内地に於ける再検査を要せざることとし、該三品の内地經由輸出を容易ならしめたり。更に同年十一月には鰯粉末肥料として検査を施行中なりし鰯フィッシュミールを其の商取引の實情に鑑み、鰯魚粉と改稱し、窒素外五成分の分析検査を行ふことに、鹽鰯は輸出するものに限り検査を行ふことに規定を改正し昭和十二年一月一日より之を實施中の處鹽鰯に付ては昭和十四年四月より移出品に付ても検査を行

ふことゝしたり。尙昭和十四年六月内地經由輸出鱈魚粉の内地に於ける検査は前記鯖罐詰及鱈トマト漬罐詰同様之を要せざることゝなり、水産製品の出移検査は從來税關にて行ひたるが水産業の進歩發展に伴ひ水産製造高著しく増嵩し、従つて検査箇數も亦驚異的數字を示し検査と製造業の取締並に指導或は商取引との關係も密接不離となりたるに加へ、從來製品の殆んど總てが輸移出向なりしに對し現在は鮮内消費増大の傾向に在る等、斯業將來の躍進に備ふる爲水産製品検査に關する一切の事務を徵税機關たる税關に委ぬるよりは直接産業助長機關たる殖産局に於て監督するをより適切と認め昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所を創設し検査事務を管掌せしむる事となれり。而して本所を京城に、支所を清津、元山、釜山及仁川の四箇所に置き右各支所には通じて二十九箇所の出張所を分屬し、以て検査事務を分掌せしめつゝあり。其の一覽表を示せば左の如し。

朝鮮總督府水産製品検査所一覽表 (○臨時出張所) 昭和十六年十二月現在

道名	本所名	支所名	出張所名	位置	職員數	主ナル検査品目
京畿道	朝鮮總督府 水産製品検査所	仁川支所	鎮南浦出張所 新義州出張所	京城府 仁川府 鎮南浦府 新義州府	兼一二二	海參、乾蝦、乾玉筋魚、乾竹蠅、乾海苔、鰻罐詰、石花菜、袋海蘢、乾玉筋魚、袋海蘢、乾竹蠅
同					二	乾海苔、鰻罐詰、鯖罐詰、鹽鱈
平安南道					一	
平安北道					二	

道 名	本 所 名	支 所 名	出 張 所 名	位 置	職 員 數	主 ナ ル 檢 査 品 目
全羅北道			○群山出張所	群 山 府	兼 一	鯪罐詰
黃海道			○龍湖島出張所	豐津郡東南面	兼 一	乾海苔
同			○海州出張所	海 州 府	兼 一	乾蝦
咸鏡北道		清津支所		清 津 府	一〇	鯖罐詰、鰯トマト漬罐詰、鹽鰯、鰯油、鰯、鰯搾粕、其ノ他ノ水産肥料、鰯油、魚粉
同			雄基出張所	慶興郡雄基邑	三	鰯、乾鰯、鰯罐詰、貝柱罐詰、鰯搾粕、鰯油
同			洛山出張所	富寧郡觀海面	一	鰯搾粕、鰯油
同			漁大津出張所	鏡城郡漁浪面	四	鰯搾粕、鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰
同			城津出張所	城津府城津邑	二	鰯搾粕、鰯油、鰯トマト漬罐詰
同			○西水羅出張所	慶興郡蔚西面	兼 一	鰯搾粕、鰯油、魚粉
咸鏡南道		元山支所		元 山 府	三	海蔘、乾鰯、鹽鰯、鰯搾粕、鰯荒粕、其ノ他ノ水産肥料、石花菜、鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰
同			群仙出張所	利原郡東面	一	鰯搾粕、鰯油、鯖罐詰、鰯罐詰
同			遮洞出張所	利原郡南面	一	鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕、鰯搾粕、鰯油
同			新浦出張所	北青郡新浦面	五	鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕、鰯搾粕、干鰯、其ノ他ノ水産肥料、鰯油、魚粉
江原道			長箭出張所	高城郡新北面	四	鰯罐詰、鰯搾粕、其ノ他ノ水産肥料、鰯油、鰯、鰯搾粕、鰯トマト漬罐詰、鹽鰯、鰯搾粕、鰯油、魚粉
同			注文津出張所	江陵郡新里面	二	鰯罐詰、鰯搾粕、其ノ他ノ水産肥料、鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰

[illegible]

尙地方廳に於ても自道產輸移出向製品の品質向上を圖り需要地に於ける聲價を舉揚せんが爲道營検査を開始せるあり、即ち全羅南道（昭和五年十一月開始）黃海道（昭和七年十二月開始）及慶尙南道（昭和十年十二月開始）に於ては乾のりに付、咸鏡南道に於ては鹽藏めんたい卵（昭和九年十月開始）及めんたい肝油（昭和十年十二月開始）及凍寒明太魚（昭和十三年七月開始）に付夫々検査を實施し更に慶尙南道に於ては昭和十一年四月全羅南道に於ては昭和十二年六月海藻に付ても検査を實施せり。其の他道水產會に在りても道内主要製品には検査を施行せるものあり。即ち平安南道及黃海道水產會は白魚、慶尙北道水產會に在りては身缺鯿及數の子、全羅北道水產會に在りては乾海苔に付検査を實施し居れり、以上各種施設の結果一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特にてんぐさ、ふのり、ぎんなんそうの如きは其の製法改良せられ、包裝亦漸く整ひて取引先の信用順に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として受けたる損害を免れ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり。

昭和四、五年の頃主として咸鏡南北道に於て罐詰工場濫設の傾向あり、之が爲經費を不當に節減し必要なる工場の設備人員の整費を怠り生産數量の多きのみを競ひ粗製濫造に陥りて市場に於ける聲價を失墜する等經營の堅實性を缺き或は漁場を荒廢に歸せしむる等多年眞摯なる企業者の努力に依り發

展向上の域に達したる斯業の基礎を攪亂し、遂には相互經營難に陥り共倒れの悲境に到達すべき情勢に陥り斯業の將來に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が弊害を匡正し堅實なる發達を期せんが爲昭和五年九月十八日朝鮮水產物罐詰製造營業取締規則を發布し、該營業を許可制度となし工場に付ては一定の構造及設備を爲さしめ、其の他監督指導に關する諸種の手續規定を設けて之が完璧を期したり。支那事變の勃發及歐洲政情の急變以來國內海外共に寒天の需要激増し價格の急騰を見るや從來微々として振はざりし朝鮮に於ける寒天製造業は遽かに勃興し自然の成行に放置するに於ては之が製造原料たるてんぐさに甚しき不足を生じ忽ち原藻の爭奪と製品の不統一、販賣の混亂を來たすの虞あるのみならず朝鮮の特殊事情を考慮すること無く内地式製法により事業を營み事業の失敗に歸する者を輩出するの懸念尠らざりしを以て斯業の堅實なる發達を期せんが爲、昭和十五年七月十六日寒天需給調整規則を發布し寒天製造の用に供する釜の設備を許可制度とし寒天竝に原藻の需給調整に關する統制を強化すると共に、之が指導監督に關する諸種の手續規定を設け其の完璧を期しつゝあり。

斯くて朝鮮の水產製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百四十六人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和十五年度に於ては戸數一萬三千二百三十三戸、人口三萬七千二百三十五人、製造高一億八千七百七十五萬餘圓に達し、且十萬圓以上の產額あるもの約八十餘種の多きを算するの現況となれり。尙今後一般漁業及養殖漁業の發達に伴ひ、其の原料益々豊富となるべ

く隣邦滿洲國及中華民國の大市場を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は滿洲國、中華民國其の他に輸移出せらるゝ水産物は年々増加して主要なる貿易品となり、昭和十五年に於ては一億六千百餘萬圓の多きに上れり。而して鮮魚は從來主として、漁業者の漁獲せしものを漁場に於て仲買人が買取り、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地其の他に輸送せられたるもの多く、従つて其の數量、價額等數字的調査は明瞭を缺くも、相當の輸移出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及朝鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料ありしに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一萬八百觔、價額八十六萬圓にて、而も其の殆んど大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する知識幼稚なりしとに因り、其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり。又製品の輸送に付ても朝鮮内地間に定期航路開けず中華民國に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良

行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり。即ち昭和十五年に於ける鮮魚の輸移出數量は五萬八千六百餘匁、價額一千八百四十萬圓を算し、朝鮮水產物總輸移出額一億六千百餘萬圓に對し、約一割一分を占め、其の種類の如きも内地向はたい、ぶり、さわら、はも、にしん、あじ、あまだい、ひらめ、さば等の如き比較的高價品の移出を見、滿洲國、中華民國向は從來密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ひて其の跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしら、たちうお、ほうぼう、ふぐ、にべ、ぼら等の如き安價品の輸出大に増加せり、又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、魚油、魚粉、海蔘、罐詰、乾えび、乾海苔、鮑、めんたい卵等を初め四十餘種に達す、而して昭和十五年の輸出額は四千四百四十九萬圓にして輸出額中圓域輸出は二千八百四萬圓第三國直輸出は魚粉、魚油及罐詰類にして其の總額一千六百四十五萬圓に達し逐年増加の傾向にあり、尙右の外内地移出後更に第三國へ輸出せらるる多額に上る實情に在り。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、殊に昭和八年四月京圖線の開通に依り北鮮の滿洲向輸出は著しく便利を加へ對滿貿易進展上與つて力あり。又海上方面は朝鮮郵船株式會社、嶋谷汽船會社、川崎汽船會社、阿波共同汽船會社、大阪商船株式會社等の内鮮支各地を連絡する

各種の航路あり、之に並行して沿岸航路、河川航路（鴨綠江）漸次増加し、取引の促進に益する所大となると共に昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至り、尙昭和九年四月以降大阪商船株式會社の南洋航路の就航船臨時釜山に寄港することとなり、對南洋貿易の進展に寄與する所甚大なるものあり。

滿洲國及中華民國に對する朝鮮水產物の輸出は其の種類及地理的關係上大いに之が進展を圖るの要あり。而して中華民國に於ては永年に亙り排日貨を續け來りしも元來品質優良にして民衆の嗜好に適し、而も安價なる日本品が一般民衆に歡迎せらるゝ大勢に抗すべくもなく、爾來該地貿易業者は陰に陽に之が好轉を圖り來りし結果對支貿易は漸く安定し其の販路益々擴張せられつゝありしが昭和十二年七月支那事變勃發に依り一時全面的に杜絶したりと雖も新政權の樹立及關稅率の低下に依り漸次回復を見つゝあるのみならず、舊に増して隆盛を來すべき傾向に在り。一方滿洲國に對する水產貿易は肇國以來年を逐ふて輸出増進を辿り昭和十五年に於ては鮮魚の八百九十一萬圓を主として二千五十九萬餘圓の輸出高を示したるが、昭和十二年一月輸入稅率の改正あり將來更に關稅及運賃の高率を緩和せらるゝに於ては地理的優位を持つ鮮產水產物の最も好望視せらるゝ市場とす。而して對滿支貿易に於ては鹽魚の輸出は特に有望視せらるゝ所なるを以て昭和十年度より昭和十四年度迄主として鹽いわしの輸出に付國庫より年額二萬五千圓の出荷獎勵補助金を支出し以て輸出増進と販路擴張に資した

り。

第六章 試驗調查

一、本府水產試驗場

大正元年本府水產課に臨時職員として技手二名を配置し、水產試驗に關する事務に従事せしめたるを本府に於ける水產試驗機關特設の嚆矢と爲す。爾後大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試驗調查を實施し來りしが、當時の其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試験船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年度に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさけ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場を設置し、又製造試験に在りては大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三箇所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず。將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して適切なる徹底的組織的の試験研究を行はんとするには、到底斯の如き不完全なる組織と設備とを以て、之を遂行すること能はざるのみならず、毎年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み、設備、内容共に充實せる水産試験機關の設置

は、緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度に於て水産試驗場設置の計畫を樹て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、茲に初めて全鮮水産試驗の中樞機關たる本府水産試驗場の確立を見るに至れり。

仍て敷地を釜山牧ノ島に卜し大正十年度に於ては漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては養殖及海洋調査に關する職員及設備を充實し爾來引續き試験研究調査に従事しつゝあり。又淡水養殖業の振興を圖る爲鎮海に本場附屬淡水養魚場を設置することゝし昭和二年度より工事に着手し翌年十二月工事の竣成を見淡水養魚に關する試験の外魚苗の配付事業等實施中なるが、更に本事業擴張の必要に迫られ、京畿道加平郡清平に養魚場を増設することゝなり、目下其の工事進捗中なり。尙更に東海岸に於ける重要水産資源に對し其の製品々質の向上、新なる用途の開拓等の如き各種の試験を實施すると共に更に進んで其の成果の事業化と普及とを圖り以て斯業の改善進歩に寄與せんが爲、清津に北鮮支場を設置することゝし其の經費を昭和十一年度豫算に計上し昭和十一年十月起工、同十二年七月竣功之が完成を見、各種の試験事業を實施しつゝありて其の結果は大いに期待せらる。

次に本場の敷地面積は約三萬平方メートルを有し本館各實驗室、標本室等總建坪二千七百五十平方メートル、北鮮支場敷地一萬三千五百平方メートル、本館實驗室各工場等總建物千八百五十平方メートル、鎮海養魚場敷地約

十七萬八千平方米、實驗室作業室總建坪八百五十平方米、養魚池二萬四百平方米にして更に試驗場としては百五十噸級發動機船一隻同じく四十噸及三十噸級のもの各一隻を有す。而して現在職員は場長（技師）一名及技師六名、技手二十一名、屬三名、囑託及び雇員四十名にして現在實施中の研究、試驗竝に調査事業左の如し。

(1) 「水産物の増産」に關する事項

生産の増大に關する問題としては沖合新漁場の開拓、漁船、漁具漁法の改善、沿岸干潟淺海の開發、内水面の利用等に關する事業の外漁利の永續を目的とする蕃殖保護に關する事項あり。

一、漁場の開拓、漁獲の増大を目的とする各種漁業試験として、(一) **めんたい**漁業に關しては大正十一年以來繼續實施して、**めんたい**魚に關する生物學的基礎事項を明らかにせしめ且漁場の特性を詳かにし更に新漁場の存在を確認して同漁業の發展に資し、(二) 西海岸沖合漁業に關しては、**あじ**、**さば**漁業試験により新漁場の開拓に成功し年額百五十萬圓以上の産額を擧ぐるに至らしめ更にその擴張に努め、底魚漁業試験を實施して黃海陸棚に於ける底魚の分布竝に棲息状態を探り以て枯渇に瀕せる本漁場の生産力の復活と漁利の永續に關する方策確立の基本資料の獲得に努め、(三) **まいわし**漁業に關しては新漁場の擴張、漁利の増大、漁業の安定を圖り併せて漁撈方法の改善を行はんがため東海岸各道水産試験場と連絡調査を實施し、(四) **さば**漁業

に就ては亦同様東海岸各道水產試驗場と協力して試驗調査を施行し、廣範圍に亙り延繩漁場の存在を確認し更に流網漁場の探查に努めつゝあり。(d) 漁船の問題に關しては漁業の安全とその能率増進を圖るため本場創立以來漁船改良に意を注ぎ着々その効果を收め、特に東海岸に廣く本場改良型漁船の普及を見るに至りたるが更に進んで朝鮮型發動機附漁船の改良、動力附鰵網漁船の改良につき目下試驗實施中なり。なほ先年度より朝鮮水產會に於て新に開始したる漁船改善事業に關與し、漁船の設計並に畫圖技術及び船體性能測定等に對し本場從來の漁船試驗に依つて得たる研究の結果を基礎として技術上の指導を行ひ以て漁船の改善改良漁船の普及に努めつゝあり。

二、水產増殖に關しては、(一) 朝鮮西及南兩海岸の廣漠たる干潟地とこれに續く淺海を如何に利用すべきかの問題が朝鮮水產界の將來にかけられたる重要問題の一たるに鑑み、その資源開發を目的として生物學的方面より試驗調査を實施すると共にこれが徹底を期するため更に生化學的見地より攻究するの要あるを認め目下**あさり**、**かき**等につき各種試験を實施中なるが、なほ連年躍進的發展の途にある朝鮮海苔の養殖に關しては、養殖適地の選定につき適確なる規準を示し朝鮮獨特の事情においてその養殖方法及び製造方法に改善すべき指針を與へんとする趣旨に依り、昭和二年度以來引續き研究試験に従事し同業界の進展に拍車をかけ、西海岸到るとこ

るに新養殖場勃興の機運を見るに至らしめたり。(二) 一方鮮内河川湖沼堰堤の利用を講じ、また淡水養殖業の振興を促し以て農山村に於ける保健食糧の給源竝に副業収入の増加を圖るため鎮海に養魚場を設け淡水養殖に關する試験を實施し、こひ其の他養殖用稚魚及び卵の配付事業を行ひ、また淡水養殖に關する講習會を開催し、地方指導員を養成し、或は直接實地の指導に依り事業の普及發展に努めつゝあり。

三、漁利の永續を目的とする蕃殖保護の問題に就ては、別項の如く生物學的研究調査に依りその基本的資料を蒐集し行政事務方面との連携に依りその目的達成を期しつゝあり。

(2) 「水産物の價値の増進」に關する事項

水産物の價値増進の問題はこれを二つの方面より考察し得べく、その一は鮮魚の貯藏竝に輸送の問題にして、これに關しては本場創立以來冷蔵、冷凍に關する各種研究試験を施行し、同方面に多大の貢獻を爲し來れるが、他の一つは利用加工の問題なりとす。即ち或は新製品の創製、製造工程の改善、肥料とせられたるものゝ飼料化乃至食品化、廢棄物の利用、用途の擴張等研究、試験の成果に俟つもの極めて多く、又輸出製品の創製、同品質の改善、生産費の低減、水産物を原料とする輸入代用の製造等輸出振興、輸入防遏に寄與すべき研究事項亦尠少なからざるものなり。

一、利用價値の増進に關しては、まいわしが朝鮮水産物の王座を占めこれが處理に關し改善の途

を策することの急務なるに鑑み、斯業の實狀に即し最も必要なりと認めらるゝ事項につき數年來引續き試驗を實施し、その成果を見たるもの尠からざるが目下施行中のものを擧ぐれば、(一) 魚粉の製造に關する問題に在りては魚粉中の酸化酸に關する試驗、搾粕製造に於けるエキス利用に關する試驗、油の採取方法に關する試驗、(二) 搾粕の利用に關する問題に在りては搾粕より食料品の製造に關する試驗、搾粕より工業用品の製造に關する試驗、(三) 罐詰の製造に關しては**トマトサーチン**製造方法の改善に關する試驗、**ペツパーサーチン**製造に關する試驗とす。更に從來利用價值の尠かりしもの、又廢棄して顧られざりしものにつき利用の途を講じ、或は肥料に供せらるゝものゝ食品化等廢物の利用、用途の擴張に關しては前記**まいわし**搾粕の利用の外魚類内臓の利用方法につき繼續試驗實施中にして目下魚類の肝臓より生理的有效物質の抽出に關し研究の歩をすゝめつゝあり。

二、輸出水產物製造業の圓滿なる發達は水產製造業を隆盛に導く上に最も重要な事項たるのみならず、戰時經濟體制下にある現時局に當面し輸出貿易の振興を圖る事の特に急務なるに鑑みそれに關連する各種試驗を實施し曩に、(一) 輸出好望品たる「**ペツパーサーチン**」の創製に成功し又、(二) 「**フィナンハデー**」(鱈の煙製罐詰) **かたくちいわし**油漬罐詰、**ガザミ**罐詰の創製「**トマトサーチン**」製造方法の改善等に付試験したるがなほ、(三) 北鮮支場に於いては引續き

「ベツパーサーチン」の製造竝に海外試賣、移輸出鹽魚の製造に關する試験を實施しつゝあり。(四) 重要輸出水産物の一たる寒天についてもその朝鮮の氣候に適應したる製造方法を確立しその製造業の發展を見るに至れり。

三、更に又今日の重大なる時局に直面し輸入代用品の製造に關し試験中のところ朝鮮に産する水産物を原料とするものとして「ゼラチン」皮革、其の他二、三のものゝ有望なることを確認し此際急速にそれ等試験を進捗せしめ、これが工業化を講ずべく努力中なり、なほ漁網の有効適切な防腐染料及び保存方法を考究すること亦頗る重要性を要するものとして目下市販染料につき優劣比較試験實施中なり。

四、試験研究により新規事業の案出又は或種事業の改善につき成果を得たりとするも、これを事業的に實施するためには更に經濟的效果如何につき試験し、實際的方法を確立して始めてこれを民間に推奨すべきもの多し。本場においては特に朝鮮に於けるまいわし製造工業の發展と輸出貿易の振興に寄與するところあらんとし清津に北鮮支場を設置し試験工場を設備し、本場と聯携を保ち試験研究の成果を實際化せしむることを主眼とし半工業的經濟試験を實施中なり。目下同支場では、(一) 搾粕製造方法の改善に關する試験、(二) 罐詰（特にベツパーサーチン）の製造試験、(三) 魚粉及エキスの製造に關する試験等の工場試験の外、(四) 魚粉の品質改善を

目的とする工場指導、(d) 鱈の鹽藏に關しその大量的生産並に販路開拓試驗等を実施し、なほ釜山本場との連絡試験たる、(e) 搾粕の利用、魚油の利用に關する試験、(f) 朝鮮まいわしの生化學的研究につきてもその歩をすゝめつゝあり。

(3) 「水産生物並に海洋」に關する基礎的調査研究

水産業各般の健實なる發展の基礎を爲すものは對象物たる水産生物及びその生活環境たる海洋河川等水域の事相の正確なる科學的認識である。これあつて始めて漁業、養殖業は合理的發展を爲し、適正なる蕃殖保護策が樹立せられ有效なる濫獲防止、増殖の實を擧げ得るものなり。本場はかゝる見地の下に海洋調査を実施すると共に重要水産生物に就て組織的の調査研究を進めつゝあり。

一、生物調査にあつては、(一) 重要水産生物につき種の査定及分布棲息區域の正確なる調査を實施し更に又、(二) 種及分布の明らかにされた水産生物につきその習性、環境との關係、蕃殖發育各期の生活狀態等一生涯の生活に關する事相を詳らかにして水産上の諸問題を具體的に解決すべき資料たらしむべく年來繼續研究に努め來れるが、從來の調査研究の結果については目下取纏中にして魚類につきては朝鮮魚類誌として既にその第一冊を刊行せり。(三) 而してこれら研究の成果の上に立ちて、更に群衆生態學的研究はその歩をすゝめ以て產業的實際問題にその

効果を及ぼさんとし、まづ洛東江河口附近に於ける各種魚類幼期の發育去來を主とする調査研究竝に鎮海灣内外に於ける各種魚類の産卵蕃殖を主とする調査及研究に着手せり。(四) 沿岸養殖に關しては、二枚貝の浮游期及底棲初期の稚仔に就き研究し養殖施設、稚貝の養成等の基礎資料たらしめんことを期し、**あかがひ**の養殖に關する研究を行ひその基礎知識を以て養殖法の創案に成功し、なほこれが完成のため繼續試驗實施中なるがなほ、(五) 蕃殖保護に關する基本的事項たる重要水産生物の生殖期に關しては目下さざえ、**こうらいえび**、**あきあみ**、**ずわい**に、**たこ**類等につき調査中なり。

二、海洋調査に在りては、(一) 全鮮沿岸四十箇所の定地海洋觀測、(二) 全鮮各道水産試驗場の連絡協定による定線横斷觀測、(三) 海流瓶竝に潮流計による海潮流の觀測調査、(四) 海水の化學的成分に關する調査研究、其の他の觀測調査資料により朝鮮近海の海況を詳かにし、各月の海況推移の狀況を明らかにし、(五) 「朝鮮近海々洋圖」を印刷發行して月々の海況を一般に周知せしめ、(六) 地方漁況を蒐集して漁況に及ぼす海況の影響を究め、海洋生物に關しては、(七) 標識魚の放流による重要魚類の回游調査、(八) **プランクトン**に關する研究調査を施行し、なほ、(九) 朝鮮に於ける**まいわし**漁業の重要性に鑑み本場に於いてはその處理に關する研究試験の外生産に關する基本的事項につき數年來生物、生化學、漁撈等各方面より調査研究の歩をすゝめ

つゝあり、更に海洋生物學的立場よりその産卵、回游、食性、年級、漁場の海況等につき詳細研究調査實施中なり。

以上各試験事項の成果に付ては水産試験場報告、特輯及年報等各種印刷物に依り之を發表し本年度迄に既に刊行したるもの左記の通りにして四十數種に達したり。

朝鮮總督府水産試験場刊行印刷物

報告書名	内容	刊行年月
水産試験場報告 第一號	鮮魚の凍結及貯藏に關する試験	大正十四年五月
同 第二號	明太魚(スケトウダラ)の化學、其栄養價值並に凍乾明太の改善に關する研究	昭和四年九月
同 第三號	朝鮮産淡水魚カムルチの生活史及繁殖法	昭和八年三月
同 第四號	水中溶存酸素定量に關する研究	昭和八年五月
同 第五號	朝鮮東近海洄深成績	昭和十二年九月
同 第六號	朝鮮魚類誌(第一冊)	昭和十四年八月
同 第七號	朝鮮産有魚蝦類	昭和十六年十二月
漁船調査報告 第一冊	朝鮮東海岸に於ける漁船調査	大正十三年三月
同 第二冊	朝鮮南海岸及西海岸に於ける漁船調査	昭和三年三月
同 第三冊	朝鮮型漁船改良に關する試験	昭和四年七月
海洋調査報告 第一號	沿岸定地海洋觀測成績(自大正五年至同十四年)	大正十五年六月
同 第二號	朝鮮近海々潮流調査報告	昭和二年六月

特	輯 第一號	沖合漁船設計範例	昭和四年三月
同	第二、三號	魚油の酸價と其の簡易測定法	昭和四年八月(改版)
同	第四號	朝鮮に於ける淡水養魚普及の爲に	昭和十二年七月(第四版)
同	第五號	トマトサーヂン文獻集	昭和七年八月
同	第六號	鵜丸建造報告	昭和八年五月
同	第七號	洛東江に於ける海苔因作の原因に就て	昭和九年七月
同	第八號	朝鮮海洋便覽	昭和十一年十二月
同	第九號	沿海州沖合機船底曳網漁場に於て漁獲される魚類に就て	昭和十一年十一月
同	第十號	木造漁船に關する試験調査成績	昭和十四年二月
同	第十一號	朝鮮東海岸サバ漁業連絡試験成績	昭和十五年六月
パンフレット	一	朝鮮近海の地形海況と水産生物概観	昭和十年十一月
同	二	朝鮮のメンタイ漁業に就て	昭和十一年九月(増補版)
同	三	朝鮮マイワシの特性(特に罐詰原料として)に就て	昭和十年十二月
同	四	朝鮮マイワシを原料とするフィッシュミールの性狀に就て	昭和十年十一月
同	五	朝鮮の水産と水産教育	昭和十一年五月
同	六	朝鮮沿岸のニシンの生態及蕃殖保護に就て	昭和十一年六月
同	七	鴨綠江の魚	昭和十五年七月
同	八	朝鮮近海に於けるサバ漁場の性狀	昭和十六年十月
水産試験場要覽		昭和十六年版	昭和十六年一月

第六章 試驗調査

五六

水産試驗場各年度事業報告	第一卷―第九卷	年一回發行
海洋調査要報 第一號	大正十五年海洋觀測成績	昭和三年六月
同 第二、三號	昭和二、三年海洋觀測成績	昭和五年六月
同 第四號	昭和四年海洋觀測成績	昭和五年六月
同 第五、六號	昭和五、六年海洋觀測成績	昭和八年六月
同 第七號	昭和七年海洋觀測成績	昭和十一年四月
同 第八號	昭和八年海洋觀測成績	昭和十三年八月
同 第九號	昭和九年海洋觀測成績	昭和十六年二月
朝鮮近海々々洋圖	自大正十五年至昭和十三年	年一回刊行

二、地方廳水産試驗調査機關

忠清南道外十箇道に於ても道立水産試驗場を設置し其の道に於ける特殊事項に付試驗調査を遂ぐる外本府水産試驗場との連絡協調にも努めつゝあり。尙平安南道に於ては試驗場を設置せざるも夫々試驗船を配置せり。其の概況左表の如し。

各道水産試驗調査機關一覽

道名	創設年	所在地	職員數	主なる試驗調査の範圍	試驗船名
京畿道	昭和一一	仁川	一一	漁撈、製造、養殖、海洋	〔北漢山丸〕 〔白鷗丸〕

咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道		
同	同	大正	昭和		大正	昭和	同	大正	同	同		
一二	一〇	一〇	一二	一	一	七	一二	一三	三	二		
清津	元山	注文津	鐵山郡	龍湖島	釜山	浦項	木浦	群山	保寧			
八	七	七	七	一	八	一九	七	二六	六	五		
同、同、海洋	同、同、同	同、同、同	同、同、同	同、同、同	同、同、同、同	同、同、養殖、海洋	同、同、海洋	同、同、同	同、同、同	同、同、同、同		
春第一洋鮮丸	春北風生丸	更北剛山丸	蓬萊風丸	鐵山香丸	妙同丸	大富陽丸	岩民南丸	智異山丸	鷄林光洋丸	全朝洋丸	萬頃丸	萬龍山丸

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員

を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖も財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に傳習を行ひつゝあり。而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を挙げ、地方に於ける模範漁民として推獎するに足るべきもの尠からず。

水産教育機關としては現在昭和十六年四月開設に係る釜山高等水産學校（四年制）を始めとし、咸鏡北道清津港に於ける清津公立水産學校、全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島公立水産實習學校、慶尙南道南海に於ける南海公立水産實習學校の六校にして、釜山高等水産學校の外は何れも道費又は學校費を以て設立せられ國民學校卒業者を入學程度とし其の修業年限は清津、麗水の二校は五箇年龍岩浦、統營の二校は三箇年、其の他は二箇年とす。教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり。而して創立以來昭和十六年三月迄の卒業者

は五校（昭和二年度廢校せる群山公立水產學校を含む）を合し一千百九十四名に達し卒業生の殆んど全部は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり。殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鯰鰯網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす。又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水產技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつゝあるものゝ如し。尙江原道に於ては昭和十年九月長箭港に、全羅南道に於ては昭和十一年六月羅老島に、昭和十三年八月蠣島に漁民訓練所を設置し國民學校卒業程度の漁村青年約二十名宛を收容し、修練期間を一年として水產教育一般を訓授すると共に實習にも重きを置きて漁村の中堅人物養成に努めつゝあり。其の成果は各方面より大いに期待されつゝあり。

第八章 水 產 團 體

第一節 水 產 會

朝鮮に於ては嘗て朝鮮全土を區域とする朝鮮水產組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く韓國時代に於ける内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中之を朝鮮水產組合と改稱し、本部を釜山に、支部を各道樞要の地に置き、以て水產業の改良發達、

漁業者の遭難救済、施療、紛議の仲裁、漁業出願の代辯、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等を爲し超えて大正十二年四月新に朝鮮水産會令の施行を見たる爲朝鮮水産組合は之を解散し、次で朝鮮水産會の設立を見るに至れり。水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、水産業の改善發達を圖るを目的とし、一面行政官廳の補助機關たる機能を有するものなるを以て國庫補助金の如きも以前朝鮮水産組合に補助し來りたるものを朝鮮水産會に補助し、其の發達を助成しつゝあり。而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し、努めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實且健全なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝあり。今其の事業の主要なるものを舉ぐれば朝鮮水産會に在りては朝鮮水産時報の發行（旬刊）漁船の機關士養成講習、漁船改善施設事業、水産物の販路調査、道水産會の助成其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵を爲し、道水産會に在りては漁民の遭難救済、醫療施療、漁村調査、各種の試験調査、水産製品の検査、漁獲物の共同運搬、水産物の共進會又は品評會の開催其の他各般の指導獎勵等地方の事情に應じ適切なる施設を爲し、何れも相當の成果を收めつゝあり。

尙昭和十三年七月一日より朝鮮水産會及各道水産會共同經營の下に實施せしめたる水難漁船の救済事業は漁船の使用者より極めて低廉なる保険料的釀金（道水産會の經費「漁船救済割」として船價に對する百分の一程度を課徴）を爲さしむると共に國庫及各道（忠北を除く）よりも毎年十五萬圓（年

額各七萬五千圓とし基金收入年額十萬圓に達する迄「十八箇年間」繼續の豫定）の補助を爲し、之に依り漁船が不可抗力に因り全損と爲りたる場合は時價に對する三分の二の救済金を交付し、以て相互救済の實を舉げ之が復舊を容易ならしむるに遺憾なきを期しつゝあり。

朝鮮水産會國庫補助表

種 別	年 別	自昭和十四年度至大正十四年度計	
		昭和十四年度	大正十四年度
水産會補助		八六、〇〇〇圓	四八三、三二〇圓

第二節 漁業組合及漁業組合聯合會

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徴收しつゝありしが、**元來**地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持せしむる方法を講ぜしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を發布し、漁業組合制度を樹立したるが、昭和五年舊漁業令を廢止し、新に朝鮮漁業令制定せらるゝに及び舊來の漁業組合規則に代ふるに、新に朝鮮漁業組合規則を發布し、更に昭和八年及昭和十五年其の一部を改正し、漁業組合制度の確立を圖りたると且各般事業の擴張に備ふ

る爲副理事制度の創設を見舊來の弊風を一新するに至れり。而して組合の業務に關しては、昭和五年朝鮮漁業組合作務規程を設け爾後組合に於ける業務執行の基準を定めたり。

〔組合の目的〕組合は、組合員をして漁業を爲さしむる爲、漁業權を取得し又は漁業權の貸付を付け且組合員の漁業又は之に關する經濟若は救済に必要な共同の施設を爲すを以て目的とし、（漁業令四七）（1）漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受くること、（2）共同の施設を爲すことは、共に組合必須の目的にして其の何れをも之を缺ぐことを得ざるものとす。

〔組合の地區〕組合をして眞に漁村經營の中心機關たらしむるには、其の施設の徹底を期せざるべからず。之が爲には、徒らに其の地區を擴汎ならしむべきに非ざるを以て、組合の地區は、府邑面の區域又は府邑面内の部落の區域に依るを原則とせり。然れども特別の事由ある場合に於ては、之に依らざることを得る（漁業令四三）ものにして、現在組合の大部分は、府邑面又は府邑面内の部落の區域に依り設立せられ、例外としては、全羅南道に於ける海苔漁業組合が郡の區域を地區とし又咸鏡南道に於ける永興灣漁業組合が二郡に跨り之を地區とせるが如き等數組合あるに過ぎず。

〔組合員〕組合は組合員の共同の力に依り、各組合員の利益の増進を圖り漁村の維持向上に資するものなるを以て、漁村に居住する全漁民を網羅して組合員と爲すに非ざれば其の目的を充分に達成し難きに鑑み、組合は出資制度を採用せず、苟も組合地區内に居住する漁業者は、何等の手續を要せずし

て、直に其の組合の組合員たらしむるものにして、加入若は脱退の自由を有せざるものとす（漁業令四五）然れども、特別の事由に依り一定の地區内に於ける一部の漁業者を以て組合員とする組合を設立することは、之を妨げざるものにして、此の場合に於ては、組合規約の定むる所に依り、組合員たる資格を有する者のみ、組合員となるものとす（漁業令四六）。

〔組合の意思機關〕組合の意思機關は原則として總代會制度を採用せるも、組合員の少數なる組合に限り總會を以て總代會に代へ得るものとす。而して現在組合の大多數は總代會を設けたるが組合意思の決定は最も慎重にし常に、妥當適正を期せざるべからざるに鑑み、總代會に於ては、水産に關し知識經驗を有する者を參加せしむるの必要を認め、總代會の議員は、組合員中より互選する通常議員の外、通常議員の定數の三分の一以内に於て道知事の任命する特別議員を置くこととせり（漁組規則六）。

〔組合の執行機關〕組合長及理事は共同して組合を代表し且組合の業務を執行す、但し常務に付ては理事單獨に之を執行し代表し得るものとす。而して總代會に於て特別の事由ある場合の外、組合員中より選任することとなり居るも朝鮮總督が組合の堅實なる發達を圖る上に於て必要ありと認むるときは、組合を指定し道知事をして其の指定したる組合の理事を任命せしむ（漁組規則一五）。昭和十五年度末現在の指定組合數は一七一に達せり。

〔組合の登記〕組合の事業は相當多岐に亙れるが、其の遂行上他と各種の交渉又は取引を爲す場合頗る多きを以て、登記の制度を設け、一定の事項に付ては登記を爲さざれば第三者に對抗し得ざることとせり（漁組規則三七）。即ち組合を設立したるときは、其の目的、名稱、地域、組合員たる資格、主たる事務所、設立認可年月日、役員（組合長、理事、副理事、監事）の氏名を登記することを要し（漁組規則四一）。且前記の登記事項中變更ありたるとき（漁組規則四二）組合が解散し又は合併し若は分割したるときは各其の登記を爲すことを要するものとす（漁組規則四三、四四）。

〔組合の普及狀況〕上述の如き目的を有する組合の存在は漁民の副利を増進すると共に、漁村の向上發達に資する處大なるべきを以て、官廳に於ては、從來組合の設立を獎勵し來りたる結果昭和十五年度末に於ては其の數二百六組合に達し（別表第一表參照）殆んど朝鮮全沿岸に普及し、其の組合員數十五萬五千九百七十八人（一戸一人）に及び、總漁業者戸數の約八割四分を占む、而して此等の組合は相互連絡を密にし、漁村の向上發達に資しつゝありて、漁村經營の中心機關を形成するに至れり。

〔組合の事業〕組合は其の目的に従ひ漁業權を取得し、又漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、組合員よりの預り金、漁業用品の共同購入、漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、魚付林の造成、養殖場、漁船繫留場、魚揚棧橋、貯水庫、冷蔵庫、倉庫其の他の共同設備の設置を爲し、

之等の施設は年と共に益々多きを加へつゝあり。就中漁獲物及其の製品の委託販賣は、魚價の公正を維持し、漁業者の利益増進上極めて適切なる事業なるに鑑み、年來之が獎勵に努めたる結果、昭和十五年度に於ける實施組合數百九十九、其の取扱高一億二千四百五十餘萬圓に達し、良好なる成績を擧げつゝあり。又漁業資金の貸付事業は、組合員の經濟狀態に鑑み、極めて緊要なる施設にして、貸付事業を行ふ組合は昭和十五年度末現在に於て百八十五組合にして貸付事業資金としては起債及組合の積立金に依るも、未だ漁民の要求に及ばざるものあり、今後益々組合資金の充實を圖るの要あり。

〔組合の助成〕組合の事業は漁村の維持經營に直接の關係を有し、其の適否の漁村に及ぼす影響甚大なるを以て、組合の健全なる發達を助成して其の施設を完からしむる爲、大正十一年度以降國費補助を開始せり。即ち組合の設立普及を圖る爲、新設の場合に於ては、一組合に付設立費として五百圓を補助し、又組合の發達は、先づ理事者に其の人を得るの必要あるを以て、理事給料年額の半額以内に於て五百四十圓を限度とし、三年間補助することゝせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績とに鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し、之に代ふるに共同施設費に對し補助することゝせり、而して補助開始以來昭和十五年度迄十九年間に於ける補助額は八十九萬八千餘圓にして各組合の施設は著しく充實するに至れり、尙近時漁村の振興を策するの要緊切なるものあるに鑑み漁業組合を中心として振興施設を實施せしむることゝし、昭和八年度より新に共同施設充實の爲年額四萬圓の國庫補助

助金を支出したるも昭和十四年度より之を廢止し、又昭和十一年度より漁村振興指導職員設置費補助として年額三萬圓を支出し漁村振興運動の圓滑なる遂行を圖りつゝあり。

〔組合の經費〕組合の經費は其の享有する漁業權の行使料、委託販賣及共同購入に依る手数料、補助金、貸付金利子、賦課金等を以て之に充てつゝあり。近時委託販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたるが、未だ之を以て組合の目的達成上速に施行を要する各種の施設事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金に付ては組合員の經濟狀態に鑑み到底多額の負擔を許さざるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最も要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の如きも單り專用漁業權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許するを適當とするものは成るべく之を漁業組合に免許し、以て一面に於て、其の收入財源を與へ施設の完璧を期せしむるの要あり。

〔漁業組合聯合會〕上述の如く、沿岸漁村には、概ね漁業組合普及し、夫々堅實なる發達を遂げつゝありと雖も、是等組合の活動は、地域又は經濟的事情に依り、一定の範圍に局限せらるゝを以て、他組合との連絡上、將又共同施設遂行上不便尠からず、半島水産業の開發進展上遺憾とする所なり、故に少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體となし、以て漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有効なる施設を爲し、併せて所屬組合に對し、業務

上の指導を爲すべき聯合會を設立し、依て以て、益々組合の機能を發揚せしめ其の實效を收めしむるの要あり。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進し、既に臨海十二道に其の設立を見るに至れり（別表第三表參照）。而して、聯合會の事業は現在に於ては所屬組合に對する金融事業を中心とし、漁村の金融を圓滑にし良好なる成績を擧げつゝあり。其の他委託販賣、共同購入等の事業を實施し、就中全羅南道聯合會に於ける海苔の委託販賣の如き、慶尙南道の聯合會に於ける活魚の委託販賣の如き、其の成績見るべきものあり。而して聯合會に對しては理事長及理事の給料補助及所屬組合の目的達成の爲にする聯合會の施設に對し國庫補助を爲し之が助成を爲すと共に低利資金の供給を圖りつゝあるも豫算其の他の事情に依り官廳に於ける助成施設未だ充分ならず今後補助の増額竝に低利資金の供給等に關し、益々施設の充實を期し、以て會の基礎を鞏固にすると共に會の事業を振興せしめ、將來一層漁村の向上發展に寄與せしむるの要あり。

여 백

(別表)

第一表 道別漁業組合に關する調査

(昭和十五年度末現在)

道名	組合員數	組合員數	漁船數	損益計算			積立		借入金	總漁獲高	委託販賣高	貸付金	預り金	共入高同	類及件數
				總益金	總損金	剩餘金	基本財産	事業資金							
京畿	八	二、四七五	八四	二五、三三五	二〇、七三三	四、六〇二	二、五〇〇	四九、六三三	一七、〇四四	三、〇〇〇	二、八八〇、三七七	三、四六、四三三	五、八六六	六、四〇、六六六	二〇
忠南	二	九、四四六	一、三六	一四、八九七	一七、九八一	三、〇八六	五、六六七	七、〇〇〇	三、七四四	一、七八九	二、四、四三三	四六、〇九	—	四〇九、六四	二
全北	七	二、一二三	九四	九七、九三〇	八四、三六六	一三、五六四	三、七三三	三六、七三三	六、七七七	三、七七七	一九、四八八	二、八、四三三	一、七八〇、一八五	四九、六三三	一八
全南	四	七、三三三	一、八九五	三、四七、四一七	一、八八九、〇六〇	五九、三五七	一、二、四三三	一、四九、五九六	七、七三三	二、三、四七七	七、〇、四八八	七、〇、四八八	一、七八〇、一八五	四九、六三三	一八
慶北	二	五、八七三	二、六六	九〇、七七七	五八、三三三	三九、四四四	一七、九六六	四〇、九、七二	九、六三三	一、二、四〇八	七、九四、五五八	五、四三、七二四	一六、七八六、八六	三三、九八六	二七
慶南	二	三、七二一	一、八九	一、四七、七三三	九三、九八九	三、七四、七四三	一、二、三四	四七、六、五五	四、二、三三	一、九、〇六七	八、三三、〇八七	九、七、二九三	三六、〇七、五三	二七、五三、三〇	一三
黄海	二	九、四九三	二、六六	四七、七九二	三〇、一七〇	一六、六三二	三、五、三三四	五八、七〇三	三、六〇〇	一、四、八八六	一、三三、四三三	三、〇、四三三	四、五九、九四二	三三、九四九	八
平南	二	四、一五七	六七	三五、二五六	二六、九、五六	八五、六九四	七、六三三	三四、五〇四	五、二〇〇	一八、二七六	六、五、六三三	三、八、五四九	二、〇七、六三七	一、五九、八九九	三
平北	二	三、四四五	二、四七	三二、六三三	二四、一七五	六九、八六三	三、九、六二四	七〇、一八四	五、四三三	一、〇、六二	六、六、六三三	三、〇五、二四四	三、〇八、七七五	二〇、八、七七五	二
江原	一	七、六四三	三、九四	八三、六八五	六四、一〇四	二〇、九、五八一	一、八、四七六	三三、〇、四九	八、〇、八三三	一、六、三三三	六三、六九三	一、二〇、九九六	二〇、九九六、三七九	一五、五九、四三三	一六
咸南	二	七、七七七	五、〇〇	一、四八、三〇七	七九、一五八	六九、〇四九	三、四、一七六	一、八四、七三三	二、七、三三三	一、六、三三三	一、七八九、五七一	一、二、六、三三三	二七、一〇、四、三三三	二四、四六、七〇八	九
咸北	一	七、五五五	四、六三	八五、八九四	五七、三五四	二七、三、九四〇	一四、〇、五七四	四〇、一、九三八	六、〇、〇九	一、四、六七〇	六、四、二〇二	六、九、三八八	四、八、八九、四九七	八、四六、六三三	三
總計	二〇六	二、五、九、九六	二、九六	九、四、六、五九	六、五、一、四七	三、九、〇、七	一、三、四、三九	三、九、八、八〇	五、四、五、五	(九、八、八)	六、九、一、三六	一、三、四、三九	一、三、七、七五	一、三、七、七五	一三

備考 一、損益計算ハ一般會計及特別會計ヲ含ムモノトス

二、損益計算總損益金中ニハ前年度繰越金ヲ含ムモノトス

三、貸付金ハ當該年度内ニ於テ最高貸付額ナルヲ示ス

四、共同購入高ハ當該年度内ニ於ケル共同購入總額ヲ掲ゲタルモノナリ

五、積立金ニシテ借入運用中ニ屬スルモノモ當該積立金中ニ包含計上セリ

六、借入金ハ當該年度内ニ於ケル最高借入額ヲ計上セリ

七、積立金欄「其ノ他」ノ()内ノ金額ハ役職員退職給與金積立金トシ()内ノ金額ハ特別會計ノ災害復舊準備積立金トス

八、括弧内ノ金額ハ特別會計ニ依ル金額ノミヲ示ス

여 백

第二表

自大正十一年度
至昭和十五年度

道別漁業組合及同聯合會國庫補助表

(本表ハ毎年度
決算額ヲ掲グ)

道名	設立費補助		理事給料補助		理事見習補助		施設費補助		聯合會補助		水産組合補助		計
	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	補助費	施設費補助	補助費		
京畿	1	100	7	7,853	1	1,000	22	1,370	5,400	1	4,600	33,330	
忠南	1	1	6	8,560	1	1,000	23	1,611	2,400	1	1	27,191	
全北	1	500	7	8,740	1	1,000	8	3,755	5,000	1	1	39,691	
全南	8	4,000	26	40,308	5	5,747	5	7,555	2,600	1	1	162,352	
慶北	3	1,500	20	21,900	2	2,000	15	5,915	14,800	1	1	92,655	
慶南	4	2,000	33	44,270	4	4,666	6	8,748	18,800	1	1	162,352	
黄海	3	1,000	7	8,490	1	1	9	19,707	9,800	4,000	1	43,661	
平南	1	1	4	6,879	1	1	8	20,090	4,200	1	1	31,339	
平北	1	1	2	21,633	1	1,998	15	46,200	25,992	3,500	1	87,993	
江原	2	1,000	18	20,577	3	3,690	22	5,005	17,100	500	1	97,172	
咸南	2	1,000	9	14,755	4	4,255	21	46,340	9,800	1	1	75,840	
咸北	2	1,000	16	23,633	1	1	3	4,803	7,007	1	1	79,466	
合計	24	23,000	178	2,073,361	33	2,077,666	174	5,066,499	13,555	2,000	11,555	9,771,121	

備考 本表ノ補助組合數ハ科目毎ニ正味補助組合數ヲ表ス

第三表 漁業組合聯合會一覽表（昭和十六年十二月末現在）

聯合會名	事務所所在地	設立年月日
京畿道漁業組合聯合會	仁川府花房町一ノ四	昭和十年十二月二十三日
忠清南道漁業組合聯合會	大田府春日町三（道廳内）	昭和十五年一月十六日
全羅北道漁業組合聯合會	群山府西濱町一ノ八	昭和十一年十二月十五日
全羅南道漁業組合聯合會	光州府大和町四五ノ二	昭和六年一月六日
慶尙北道漁業組合聯合會	迎日郡浦項邑川口町八〇ノ二	昭和五年十一月二十九日
慶尙南道漁業組合聯合會	釜山府大橋通二ノ六九	昭和六年一月六日
黄海道漁業組合聯合會	海州府龍塘里結城浦	昭和十一年十一月六日
平安南道漁業組合聯合會	平壤府陸路里	昭和十三年十一月十六日
平安北道漁業組合聯合會	新義州府鴨川町二ノ八	昭和七年三月五日
江原道漁業組合聯合會	高城郡長笛邑長笛里	昭和六年一月六日
咸鏡南道漁業組合聯合會	咸興大和町三丁目五六 高倉商店三階	昭和十一年一月三十一日
咸鏡北道漁業組合聯合會	清津府羅南本町八四（道廳）	昭和十二年二月四日

第三節 朝鮮漁業組合中央會

朝鮮に於ける漁業組合は創設以來年と共に堅實なる發達を遂げ敍上の如く諸般の共同施設を經營し他面漁法及製法の改善漁家の更生指導等物心兩方面に互る施設を爲し、漁民の福利増進に専念し來り

特に近年農山漁村振興運動の擴充計畫實施に當りては、名實共に漁村經營の中心機關としての地位を確認せらるゝに至れり。而して此等各組合の活動は地域又は經濟的事情に因り一定の範圍に局限せらるゝを以て道を單位とする聯合會漸次設立せられたるも、近時水産業の飛躍的進展に伴ひ他道との連絡協調上竝に共同施設遂行上此等團體の機構を全鮮に擴大し、之を一單位とする統轄團體の設立の要切なるものあり、昭和十二年五月本會の設立を見たり。右は隣保共助を指導精神とする漁業組合及同聯合會を正會員（昭和十六年三月末現在加入漁業組合一九四、聯合會一二）とし會員の共通的事業を全鮮に擴大強化すると共に更に漁業組合趣旨を宣揚し漁業組合の發展竝に漁民の福祉を助長せんとするものにして、其の目的を達成せしむる爲に左の事業を行ふものとす。

一、漁業組合に關する調査研究

二、漁業組合趣旨の宣傳

三、會報其の他圖書の發行

四、漁業組合に關する功勞者の表彰

五、漁業組合に關する講習講話會の開催

六、正會員竝に本會役職員に對する退職慰勞金の共同計算

七、建物及工作物の損害補填

八、受託物の委託販賣又は販賣の斡旋並に所要物品の共同購入

九、其の他本會の目的を達するに必要な事業

尙本會は設立後日尙淺きも着々として之が機能を發揚しつつあり尙前各項に掲げたる事業中既に實施に係る主なるものを舉ぐれば (1) 漁業組合に關する功勞者の表彰を實施 (2) 漁業組合職員養成の爲講習會を開催 (3) 共濟規程を設け本會、漁業組合及同聯合會役職員に對する退職給與金其の他諸給與の共同計算を實施 (4) 京城に本會直轄の業務所を置く外釜山、大阪、下關及東京に出張所を設け漁獲物又其の製品の委託販賣及漁業用資材の共同購入を實施し (5) 昭和十四年一月より漁業組合に割當てられたる消費規正物資に對する購入證明書發給事務を取扱ひ何れも所期の成果を收め就中委託販賣及共同購入並に之が斡旋事業に付ては之が運営の適否は漁業組合の發展又は漁民の利害に及ぼす影響甚大なるに鑑み、之が改善施設に要する經費に對し左表の國庫補助を爲し其の發達を助成しつつあり。

朝鮮漁業組合中央會國庫補助表

種 別	年 度		種 別
	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年
補助金額	八、〇〇〇圓	八、八〇〇圓	八、三〇〇圓
			昭和十六年度
			八、三〇〇圓

第四節 水產組合及水產組合聯合會

朝鮮水產業の進展に伴ひ漸次業態を同じうする者を以て組織する組合の必要を認めらるゝに至りたるを以て、昭和四年朝鮮漁業令の公布に伴ひ朝鮮水產組合規則を發布し、從來の水產組合に關する規定を改正整備し一定の地域内に居住する漁業者又は水產物の製造、取引若は保管を營業とする者は朝鮮總督の認可を受けて、當該水產業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水產組合を設立することを得しむることとせり。爾來日尙淺きに拘らず、既に漁業者を以て組織する水產組合一四、製造業者を以て組織する水產組合五、製造業者及販賣業者を以て組織する水產組合二、舊來より存續せる販賣業者を以て組織する水產組合一を合して現在二十二組合（別表第一表參照）を算し又水產組合聯合會は昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の鰯油肥製造業水產組合を以て設立せる朝鮮鰯油肥製造業水產組合聯合會を存するのみなり、今各組合の狀況を概説すれば左の如し。

一、鰯油肥製造業水產組合 昭和五年經濟界不況の影響を受け鰯搾粕及鰯油の價格暴落し、鰯油肥製造業の維持困難を來したるのみならず。延ては朝鮮漁業の大宗たる鰯漁業の廢頽を來すべき狀態に直面するに至りたるを以て、朝鮮東海岸に於ける鰯油肥製造業者等相諮り、共同の力に依りて、斯業の維持向上を圖らんことを期し、咸北、咸南、江原、慶北、慶南の五道に鰯油肥製造業水產組合を設立し、昭和八年慶南、慶北に於ては水產組合を解散して其の事業を漁業組合聯合會に於て繼續

し各組合相連繫して施設の完璧を期しつゝあるものにして咸鏡北道、咸鏡南道及江原道の三組合は鰯油肥の製造並に販賣の統制の中軸を爲すものなり。

(一) 製品の委託販賣 昭和六年度に於ては生産制限を爲し鰯油は之を合同油脂株式會社に、鰯搾粕は之を三菱商事株式會社に、夫々價額を定めて一手に販賣し之に依り當業者の採算的基礎を得、稀有の不況時にも拘らず斯業を維持繼續せしめ多大の効果を收めたり。昭和七年度に於ては、前年の實績に鑑み生産制度を撤廢し油は合同油脂株式會社及朝鮮窒素肥料株式會社に對し、價格算定の方式を定めて之を販賣し、鰯搾粕は將來五年間三菱商事株式會社に其の販賣を委託することに改め、前年度の如く賣切に依る雙方の危険を緩和し、昭和八年度に於ては鰯油の價格の動搖を防止する爲鰯油の製品たる硬化油の内地賣數量と輸出數量との比率を創定して其の弊を緩和し、昭和九年度に於ては朝鮮油脂株式會社の設立せらるゝあり、内地に於ても亦硬化油工場新設を計畫するものありて鰯油の割當成立せず遂に數量不定のものにつき競争入札の方法に依り販賣價格を定むることゝし、昭和十年度に於ては鰯油は昭和九年度と同様入札の方法を採りたるが朝鮮當業者の要望に依り定量入札制を附加することゝせり。又昭和十一年度に於ては昭和六年成立せる鰯油肥統制第一次五箇年の満了を機として益々本統制の強化を圖る必要を認め昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の油肥組合を糾合して朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會（油肥聯）を設立し

又慶北、慶南二道漁業組合聯合會は鰯油肥統制に關しては油肥聯に協力するの組織と爲し(イ)鰯油の販賣は油肥聯に於て從來の方法に依り之を行ひ、一面朝鮮内の石鹼製造業者に對しても販賣の途を拓き、(ロ)粕の販賣は油肥聯に於て之を扱ひ直賣と三菱商事への委託との兩制度を採用せり。

昭和十二年度に於ては、(1) 鰯油の販賣は昭和十一年八月二十一日迄前年度鰯油基本契約を踏襲し九月以降の賣買に關し從來の方法と異なる主なるものは、(イ) 朝鮮鰯油の油價の適正、生産者の福利増進の施設として油肥聯及產地組合等の出資に依り昭和十二年五月朝鮮協同油脂株式會社設立せられたるに因り同會社工場用原料として使用する鰯油に於ては五十萬罐を限度として入札の方法に依らずして販賣の途を拓きたること、(ロ) 入札の方法に依り鰯油の賣買成立見込なき場合協同油脂株式會社に時價以上の價格を以て販賣すべき鰯油の全部又は一部を買取らしむる途を拓きたること、(2) 鰯搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり。

昭和十三年度に於ては、(1) 鰯油の販賣は油肥聯と日本油脂外八硬化油製造會社間に於て昭和十三年度鰯油賣買基本契約を締結したるが從來の方法と異なる主なるものは、(イ) 定量、不定量の入札制度を定量入札のみとし入札期日を毎月末日一回なりしを毎週一回とし、(ロ) 賣買の成立の見込なきときは油肥聯の申出ある場合は契約の九社は保留量の比率に依り買取ること、(ハ) 朝鮮協

同油脂に對しては特賣すること、(2) 鰯搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり。

昭和十四年度に於ては、(1) 鰯油の販賣は、(イ) 販賣方法は競争入札、隨意契約又は委託の方法に依ること、(ロ) 販賣先及委託先は油肥聯が本府の承認を受け指定する者なること、但し輸出又は一回の販賣數量一萬罐以内の場合に於ては右の者以外の者に販賣し得るものとす。以上の通決定を見たるが現在油肥聯に於て指定せる販賣先は日本曹達外十四社、委託先は協同油脂外二社とす。(2) 鰯搾粕の販賣は前年度と變りなし。

昭和十五年度に於ては、(1) 鰯搾粕の販賣方法は前年度同様、(2) 鰯油の販賣方法に付ては販賣先中前年度の十五社に更に浪花油脂及日本有機の兩社を追加指定し九月迄は前年度通とし十月以降は内地に於ける魚油配給統制の強化等に伴ひ右販賣先を協同油脂、朝鮮窒素、朝鮮油脂、魚油配給統制、三井物産、三菱商事の六社に變更し委託先は從前の通とす。

昭和十六年度に於ては鰯搾粕及鰯油共大體前年度に於ける販賣方法と同様なるも内地に於ける有機肥糧の配給統制に依り内地移出品に付ては有機肥糧配給株式會社に於て一手收買する所となりたり。

(二) 製品の輸送 製品は、從來製造業者又は取引業者各個に輸送しつゝありし爲運賃比較的高率なりしを以て、組合は朝鮮郵船株式會社に一手に運送せしむることゝ爲したる結果著しく之を低下

することを得て組合員の負擔を輕減せり。

尙近時々局の影響を受け船腹不足に困り朝郵の配船のみにては輸送の圓滑を缺ぐ實情に在るを以て之が緩和を圖る爲油肥聯に於ては昭和十三年度以降製品（鰯油）の一部の直接輸送計畫を樹て既に昭和十三年度より鰯油輸送特別會計を設け油槽船を建造中なりし處昭和十六年度を以て大體豫定の建造を了し現在就航せるもの八隻（約三、〇〇〇噸）なり。

(三) 資金の貸付 鰯油肥製造に要する資金は、從來製品の引渡を條件とし高利を以て問屋業者仲買業者又は金貸業者より供給せられたりしが、斯の如きは組合員の不利甚大なるを以て、組合に於ては起債を爲し之を組合員に貸付することとしたる爲從來に比し金利低下せるのみならず資金の融通頗る圓滑となれり。

今昭和十五年度に於ける組合別鰯油肥事業資金所要額を示せば左の如し。

組 合 名	販賣代金前渡及立替資金	共同購入資金	計
威鏡北道鰯油肥製造業水産組合	八、〇〇〇、〇〇〇 _円	一、一〇〇、〇〇〇 _円	九、一〇〇、〇〇〇 _円
威鏡南道鰯油肥製造業水産組合	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
江原道鰯油肥製造業水産組合	一三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
合 計	二九、〇〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	三三、一〇〇、〇〇〇 _円

其の他、組合員の事業上必要なる物品の共同購入、保管倉庫又は貯油槽の建設、製造工場の整備等斯業の改善發達上必要なる施設を爲し多大の効果を收めつゝあり。

二、朝鮮罐詰業水産組合 朝鮮に於ける蟹罐詰業は近年急激に勃興し、其の工場簇出し、原料の買入製品の販賣等に關し徒らに競争を惹起し、相互の利益を減殺して斯業の進展を阻害する所尠からざりしと又其の原料蟹は濫獲の結果早くも漸減の傾向を生じたるを以て、昭和五年當業者相諮り、(1) 原料供給の持續を策し、(2) 製品の統一向上を圖り、(3) 製品販賣上に於ける弊害を矯正し以て斯業の將來を永遠に確保する爲、朝鮮蟹罐詰業水産組合を設立せり。而して昭和六年鰯トマト漬罐詰業者を加へ、其の名稱を朝鮮罐詰業水産組合と改め、更に昭和十二年度各種鰯罐詰業者を昭和十三年度鯖罐詰業者を加へ更に昭和十四年度さざえ罐詰業者の一部を除き水産物罐詰製造業者の全部を加へ事業の擴充強化を圖り爾來本組合は資金の貸付、製品の委託販賣、空罐、硫酸紙、トマト、調味料、其の他組合員の事業上必要なる物資の共同購入を爲すと共に製造方法の改善進歩を圖り良好の成績を收めつゝあり、特に蟹及鰯トマト漬罐詰は輸出品にして、海外市場の開拓に伴ひ將來發展の餘地を存するものと謂ひ得べし。

三、潛水器漁業水産組合 潛水器漁業は特殊の業態を形成し、其の主たる漁獲物たるなまこ、あわび、貝柱は主として滿洲國及中華民國に輸出せらるゝを以て漁法の改良、取引の改善等に關し此等

業者の連絡統制を圖るの必要を認めらるゝに至り、昭和六年全鮮の潛水器漁業者を網羅する水産組合を設立し、更に昭和十三年度本漁業の操業區域を單位として四組合に改組し爾來資金の貸付、漁獲物及其の製品の委託販賣を爲すと共に、漁業の統制を圖りて蕃殖保護の實を擧げ良好の成績を收めつゝあり。

四、其の他の各水産組合は、各々其の業態に應じ、漁具漁法の改善、組合員の違反の防止、製法の改良、販賣の合理化等を圖り、以て斯業の改良發達竝に營業上の弊害矯正に努めつゝありて昭和十一年度よりは朝鮮第一區機船底曳網漁業水産組合及朝鮮第五區機船底曳網漁業水産組合の理事給料に對し補助金を交付せり。

第一表 水産組合及聯合會一覽表 (昭和十六年十二月末現在)

名 稱	地 區	組 合 員 の 資 格	事 務 所 々 在 地	設 立 年 月 日
慶南海藻水産組合	慶尙南道	海藻の賣買業者	釜山府大橋通二ノ一	大正 六、〇、云
朝鮮罐詰業水産組合	朝鮮	蟹罐詰製造業者及鯛罐詰製造業者	京城府長谷川町一一	昭和 五、六、三
咸鏡北道機船中著網漁業組合	咸鏡北道	機船中著網漁業者	清津府港町七 (水産ビル内)	// 五、九、云
咸鏡南道鰯油肥製造業組合	咸鏡南道	鰯油及鰯搾粕製造業者	咸興府咸鏡南道廳内	// 五、〇、二

名	稱	地 區	組 合 員 の 資 格	事 務 所 々 在 地	設 立 年 月 日
朝鮮第二區機船底曳網漁業水産組合		江原道、咸鏡南道	機船底曳網漁業者	元山府海岸通二ノ六	昭和 五、〇、七
咸鏡北道鰯油肥製造業水産組合		咸鏡北道	鰯油及鰯搾粕製造業者	清津府港町七 (水産ビル内)	五、二、七
江原道鰯油肥製造業水産組合		江 原 道	鰯油及鰯搾粕製造業者	江原道江陵郡注文津面注文里	五、三、四
鎮海灣定置漁業水産組合		慶 尙 南 道	慶尙南道鎮海灣ニ於ケル定置漁業權ヲ有スル者	慶尙南道統營郡統營邑吉野町	七、二、一
鴨綠江白魚水産組合		平 安 北 道	新義州府、義州郡、龍川郡内ニ居住スル白魚煮乾品製造業者	新義州府鴨川町	八、三、七
咸鏡北道輸出鹽魚水産組合		咸鏡北道	輸出向鹽鰯鰵鯿製造業者及取引業者	清津府港町一七	八、九、八
朝鮮第一區機船底曳網漁業水産組合		咸鏡北道	機船底曳網漁業者	清津府港町七 (水産ビル内)	九、八、五
咸鏡南道輸出鹽魚水産組合		咸鏡南道	輸出向鹽鰯鰵鯿ノ製造業者及取引業者	元山府春日町一	九、九、七
朝鮮第三區機船底曳網漁業水産組合		慶 尙 北 道	機船底曳網漁業者	浦項邑 (慶北漁聯會館内)	一〇、三、一
朝鮮第五區機船底曳網漁業水産組合		平安北道、平安南道、忠清南道、京畿道、黃海道、全羅北道、全羅南道	機船底曳網漁業者	京 城 府	二、三、六
朝鮮鯖巾著網漁業水産組合		慶尙北道、慶尙南道、全羅南道	鯖巾著網漁業者	釜山府大橋通三ノ一	二、四、一

朝鮮東海鯔巾著網漁業組合	咸鏡南道、江原南道、慶尙北道、慶尙南道	機船鯔巾著網漁業者	朝鮮總督府水産課内	//	二、五、三
朝鮮鰯油肥製造業聯合會	咸鏡北道、咸鏡南道、江原道	鰯油肥製造業水産組合	○京城府明治町二ノ一	//	二、五、九
朝鮮第一區潛水器漁業組合	咸鏡北道、咸鏡南道、江原道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業ノ操業區域第一區ニ於テ	元山府	//	三、四、一
朝鮮第二區潛水器漁業組合	江原道、慶尙北道、慶尙南道、全羅北道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業ノ操業區域第二區ニ於テ	釜山府	//	三、四、一
朝鮮第三區潛水器漁業組合	慶尙南道、全羅南道、全羅北道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業ノ操業區域第三區ニ於テ	麗水郡麗水邑	//	三、四、三
朝鮮第四區潛水器漁業組合	京畿道、忠清南道、全羅北道、黃海道、平安北道、平安南道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業ノ操業區域第四區ニ於テ	京城府	//	三、四、六
咸鏡北道鰯定置漁業組合	咸鏡北道	鰯定置漁業者	清津府	//	四、四、六
朝鮮第四區機船曳網漁業水産組合	慶尙南道	機船底曳網漁業者	釜山府	//	四、七、四
朝鮮寒天製造業水産組合	京畿道	寒天製造業者	京城府長谷川町一一一	//	五、八、七

第二表 水產組合及同聯合會に關する調査（昭和十六年三月末現在）

組合名	組合員數	漁船又工場數	損益計算			積立金			生産高			委託賣高託		貨付金		共同購入高	
			總益金	總損金	剩餘金	基本財産	事業資金	其ノ他	計	借入金	漁獲高	製造高	販賣高	託賣高	貨付金	購入高	共同購入高
慶南海藻水產組合	二〇八	一	三、二四〇	二、八六八	三六二	五、四〇〇	一、七〇〇	五〇	六、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮雜詰業水產組合	七二	九	一九、〇五五	一四、四二二	四、七三三	五、三九〇	二、五〇三	（三〇、六四四）	二、三、一四六	二、八八二、六六七	—	四、三五六、四六七	四、二五六、四六七	—	一、三三、三三三	一、六六六、九五五	—
咸鏡北道機船中著網漁業水產組合	九三	一三	六五、〇〇九	五三、七五三	一一、二五六	六、六三五	一、八六九	九、二九	一〇七、三五三	四六、二、三〇〇	四四、八七、八八七	—	—	—	二〇九三、四四四	五、一九九、二五五	—
咸鏡南道機船製鹽業水產組合	三六七	三六	四七、七四九	四九、八六四	二五、八八五	四、九〇〇	五、〇〇〇	九、四〇〇	一五、三、二〇〇	八〇〇、〇〇〇	九〇七、三三六	五、五六、八二〇	六、八四四、九九五	三、五五一、九九三	—	一、〇六六、一〇四	—
朝鮮第二區機船製鹽業水產組合	四〇	四	九三、七二〇 （八四、七五七）	五四、〇三三 （四九、七九八）	四九、四八八 （四七、九八八）	二、四六四	四、〇〇七	（一九、六六八） （一、〇〇、一〇一）	二、〇六五、七七三	三、五七、五〇〇	六、五三、五九一	—	—	—	一、五七、五〇〇	四、七、四六八	—
咸鏡北道機船製鹽業水產組合	五五四	五四	三三、一七三	八九、四〇三	三六、二七〇	六、三三、九〇二	二、二六、〇三三	（一〇、七二六） （一〇、七二六）	八四、七四九	〇、〇三八	一、六四四、二〇五	五、五七、六六七	六、五七、六六七	三、三八、八〇九	五、九六、六六一	四、六八、六八六	—
江原道機船製鹽業水產組合	七四四	六二	九四、四六五	八八、〇三三	一三、四四三	五、四五一、四三三	三、九六九	五、五七	六、〇七、四六六	六、五五、四〇〇	—	一、八、八四三、六三二	六、六四四、七〇〇	七、六四、八八〇	二、五七、二四四	—	—
鎮海灣定置漁業水產組合	六六	一八	九、五〇〇	四、〇三三	五、四六六	—	—	二四〇	二四〇	—	四〇三、六六八	—	—	—	—	三、五、一九九	—
鴨綠江白魚水產組合	四	四	四、二七八	四、二七八	—	二九五	二四四	—	五三九	—	—	一一、二〇〇	—	—	—	—	—
咸鏡北道輪出鱈魚水產組合	六六	五	一七七、七九	九八、八七七	七八、九三三	一、六四四	九、八六六	（二、六〇〇） （一、〇〇〇）	二四、一二〇	三二、六七五	—	—	九六九、六七七	—	—	二、六一、〇五一	—

組合名	組合員數	損益計算			積立金			借入金	生産高		販賣高託	貸付金	共入高同
		總益金	總損金	剩餘金	基本財産	事業資産	其ノ他		漁獲高	製造高			
朝鮮第四區潜水器漁業水産組合													
朝鮮寒天製造水産組合													
計	(二四)	一、七〇六、〇三八、四六四、九四、五三〇、三三四、〇七二	一、七〇六、〇三八、四六四、九四、五三〇、三三四、〇七二	一、七〇六、〇三八、四六四、九四、五三〇、三三四、〇七二	一、八六三、七四八、三九三、五三三	四六、五五七、五四九、八三三、〇九九七、六二、九五五九、五二、七四二七、七八、五四九三、四三、五七							

一 水産組合聯合會

聯合會名	所屬組合數	損益計算			積立金			一般正味財産			借入金	販賣高託	貸付金	共入高同
		總益金	總損金	剩餘金	基金	事業資産	其ノ他	土地	建物	其ノ他				
朝鮮製造油水産組合														
聯合會		三三、二四、四四三、〇六、〇〇二、六八五、一〇〇、一六八、八五三、六六三、一五四、四九、〇二五四、九、一五三、六八五、二四、二〇、四七四、八〇九、七五三、二、六五、五七二、七三、三三〇、七七、〇六三、三三、六四												

第九章 水産報國運動

施政以來本府は各種施設の擴充に依り半島水産業の發展を圖ると共に沿岸漁村に漁業組合の設立を

勸奨して之が合理的活動を促し、以て銳意漁村の堅實なる發達に努め來りたるも、朝鮮に於ける漁村大衆の民度は極めて低く従つて時代の進運に順應する漁村の發展向上は到底之を漁村自體の力にのみ期待し得ざる實情に鑑み昭和八年農山村と共に朝鮮統治の根幹とも稱すべき劃期的の施設として漁村の振興、漁家更生の一大振興運動を提唱し、爾來半島の上、下を擧げて本運動の遂行に邁進し來れるが、更に昭和十年漁村に於ては其の特殊性に鑑み漁村独自の振興計畫を實施することとし、半島全面に互る漁家更生指導部落十箇年擴充計畫を樹立するに至れり。

即ち今之が施設の概要を述べれば全鮮千八百十二の漁村部落に對して年々漁家更生指導部落を設定し、此等指導部落に於ける貧窮漁家戸々の五箇年更生計畫を樹立せしめ、以て精神的自覺自醒を基調とする物心一如の更生指導を加ふると共に一面本施設の圓滑なる遂行を圖る爲昭和八年度より特に漁業組合共同施設費として年額四萬圓の國庫補助金を支出し、又昭和十一年度より漁業組合の漁村振興指導職員設置費として三萬圓を補助する外、中堅人物の養成に關する各種施設等に對しても夫々國庫補助を爲し之が助成に努め、漁業組合を中心とする關係公私機關の協調と官民一致の總努力とは全鮮の津々浦々に到る迄漁村振興、漁家更生の氣運を横溢せしめ、斯くて昭和十五年迄に實施に係る更生部落千十七戸に及び、或は漁業經營の改善に或は兼業副業の改善奨勵に其の他生活風紀の改善等自力共勵以て半島の漁村を眞に浦安の樂土たらしむべき本事業の崇高なる理想は着々其の實現を見たり。

而して昭和十五年十月國民總力運動の展開に伴ひ從來實施し來りたる漁村振興運動は之を國民總力運動に包攝せられたるを以て、之を機會に時局下諸般の情勢に照應して從來の指導方針に一部變更を加ふるの要を認められたると、尙統制經濟の強化に伴ひ、各種水產業の經營は益々窮屈を加へ來りたるに付、之に對應して生産及配給に周到なる施策を講ずることは喫緊の時務と認め、國民總力運動の一翼として水產報國運動の展開を圖るべく昭和十六年三月國民總力運動指導委員會に於て、左記の通之が指導要綱決定せられ、該指導要綱に基き既に昭和十六年中國國民總力朝鮮水產聯盟以下夫々機構の整備を了すると共に、半島水產業の全部門に對し逐次指導の徹底を圖りつゝあり。

國民總力水產報國運動指導要綱

一、指導方針

公益、優先、職域奉公の精神に遵ひ水產報國の實踐具現化を期し以て時局下水產物の軍民需の充足、滿支への供給及第三國向輸出の振興を策する爲水產業の總力を舉げ之が生産力の維持増進を圖るを以て指導の目標と爲し之が爲左記事項の徹底を期するものとす。

記

(一) 水產業に於ける計畫生産と計畫配給

生産力の維持増進を圖るを以て本運動の指導の目標と爲したる處時局の進展に伴ひ所要資材の消費規正は益々強化せられたるに付之が有效適切なる配給を爲し一面事業の調整を圖り以て最大の生産能力を舉揚せしむると共に生産物の配給の合理化を圖るものとす。

(二) 漁村指導

時局下諸般の情勢に照應して漁家の指導に加ふるに漁村部落を單位とする指導を實施するものとす。

二、指導機構

(一) 行政系統

1. 本府及道

本府及道に在りては本要綱に掲ぐる指導の實務は水産事務主管課に於て擔當し其の他一般的總括事務は國民總力課に於て主掌するものとす。

2. 府郡島共の他

府郡島に在りては前項に準ずる機關之を擔當することとし、尙漁村指導に在りては邑面に於て之に當るも漁業組合の設立せられ居る地方に於ては當該漁業組合をして邑面と相提携せしめ之に當らしむるものとす。

(二) 總力聯盟系統

本運動の實效を舉揚する爲左の通聯盟を結成し行政機關との聯繫を緊密ならしめ彼此表裏一體となり、實踐運動の徹底を圖るものとす。

1. 本運動の中央機關として國民總力朝鮮聯盟の下に朝鮮水産聯盟を其の下部組織として道（忠北を除く）に道水産聯盟を其の下部組織として府郡島に府郡島水産聯盟を設置するものとす、但し府郡島水産聯盟に在りては事情に依り之を設置せざることを得るものとす。

2. 府郡島水産聯盟（府郡島水産聯盟なき場合は道水産聯盟）の下部組織として漁業組合に漁業組合聯盟を設置し必要の地に漁業組合聯盟支部を設置せしめ愛國班を通じ實踐事項の具現に邁進せしむるものとす。

3. 各水産聯盟は夫々所在地聯盟の一因子にらしめ横の聯繫を圖るものとす。

4. 水産聯盟の實踐項目は水産業としての純然たる職域奉公の分野に限定し重複を避く従つて水産業者と雖も一般國民として一般愛國班員たるの責任を果すは勿論とす。

（以下省略）

重慶水產物產分布圖

縮尺三百萬分之一

